

6月16日（火）

令和 2 年 6 月 16 日 (火 曜 日)

午前10時0分開議

出席議員 (39名)	
1 番	有 岡 浩 一 (郷中の会)
2 番	坂 本 康 郎 (公明党宮崎県議団)
3 番	来 住 一 人 (日本共産党宮崎県議会議員団)
4 番	岩 切 達 哉 (県民連合宮崎)
5 番	武 田 浩 一 (宮崎県議会自由民主党)
6 番	山 下 寿 (同)
7 番	窪 菌 辰 也 (同)
8 番	脇 谷 のりこ (同)
9 番	佐 藤 雅 洋 (同)
10 番	安 田 厚 生 (同)
11 番	内 田 理 佐 (同)
12 番	日 高 利 夫 (同)
13 番	丸 山 裕 次 郎 (同)
14 番	冏 師 博 規 (無所属の会 チームひびか)
15 番	重 松 幸 次 郎 (公明党宮崎県議団)
16 番	前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
17 番	渡 辺 創 (県民連合宮崎)
18 番	高 橋 透 (同)
19 番	中 野 一 則 (宮崎県議会自由民主党)
20 番	横 田 照 夫 (同)
21 番	外 山 衛 (同)
22 番	西 村 賢 (同)
23 番	山 下 博 三 (同)
24 番	右 松 隆 央 (同)
25 番	野 崎 幸 士 (同)
26 番	日 高 陽 一 (同)
27 番	井 上 紀 代 子 (県民の声)
28 番	河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
29 番	田 口 雄 二 (県民連合宮崎)
30 番	満 行 潤 一 (同)
31 番	太 田 清 海 (同)
32 番	坂 口 博 美 (宮崎県議会自由民主党)
33 番	日 高 博 之 守 (同)
34 番	濱 砂 守 (同)
35 番	二 見 康 之 (同)
36 番	星 原 透 (同)
37 番	蓬 原 正 三 (同)
38 番	井 本 英 雄 (同)
39 番	徳 重 忠 夫 (同)

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	郡 司 行 敏
副 知 事	鎌 原 宜 文
総 合 政 策 部 長	渡 邊 浩 司
総 務 部 長	吉 村 久 人
危 機 管 理 統 括 監	藪 田 亨
福 祉 保 健 部 長	渡 辺 善 敬
環 境 森 林 部 長	佐 野 詔 藏
商 工 観 光 労 働 部 長	松 浦 直 康
農 政 水 産 部 長	大 久 津 浩
県 土 整 備 部 長	明 利 浩 久
会 計 管 理 者	大 西 祐 二
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	桑 山 秀 彦
財 政 課 長	石 田 涉
教 育 長	日 隈 俊 郎
警 察 本 部 長	阿 部 文 彦
代 表 監 査 委 員	阿 緒 方 文 彦
人 事 委 員 会 事 務 局 長	小 田 光 男

事務局職員出席者

事 務 局 長	亀 澤 保 彦
事 務 局 次 長	内 野 浩 一 朗
議 事 課 長	児 玉 洋 一
政 策 調 査 課 長	日 吉 誠 一
議 事 課 長 補 佐	鬼 川 真 治
議 事 担 当 主 幹	関 谷 幸 二
議 事 課 主 査	井 尻 隆 太
議 事 課 主 任 主 事	三 倉 潤 也

◎ 一般質問

○丸山裕次郎議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、有岡浩一議員。

○有岡浩一議員〔登壇〕(拍手) 皆様おはようございます。

郷中の会の有岡です。通告に従い質問をさせていただきます。

まず、知事の政治姿勢について質問をさせていただきます。明快なる答弁を求めます。

現在の最大の課題である新型コロナウイルス感染症について、今議会でも様々な角度から多くの質問が出されている中、特に懸念されていたアフリカでも感染が広がっています。このことで、コロナ対策の長期化と共存社会への対応が必要となります。

そこで、新型コロナウイルス感染症の第2波対策をどのように考えておられるのか、知事にお伺いいたします。

次に、今後の財政見通しについてお伺いいたします。

現在、財政課において令和10年度までの財政見通しを試算されています。歳入においては、令和2年度と同水準とし、歳出の社会保障関係費はおおむね1.6%増で試算されています。

しかし、現在の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえると、県税の減収や社会保障費の増大等、環境が大きく変化しています。

そこで、本県における今後の財政見通しについての知事の見解をお伺いいたします。

次に、エコクリーンプラザみやざき問題につ

いてお伺いいたします。

まず、平成20年4月に副理事長に就任していた元宮崎市長の新聞記事を紹介します。「エコクリーンプラザ理事会の告訴に反対」とあり、平成21年「きちんとした会社による内部調査もせずに、告訴される5人の職員に理事会での弁明の機会すら与えず、理事会として犯罪についての確証もないのに、刑法247条の背任罪で告訴が決議された」とあり、「平成17年度の職員たちは、14市町村からのごみ受入れを目前にして、施設を稼働させなければ街中にごみがあふれかえる大変な事態になると危惧し、公社職員としての強い責任感から、緊急的な対応に必死に取り組んだ」とあります。

「調整池の破損は、複合的な要因による地盤沈下が根本的な原因である。県公社は県の管理監督下にある。「なぜ、こんなことになったのか」を総合的に検証し、県民に説明すべき立場に県はあるのではないかと書かれています。

そこで、エコクリーンプラザみやざき問題について、再発防止のためにも総括を行うべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

壇上からの質問は終わり、以下の質問は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕おはようございます。お答えします。

まず、新型コロナウイルス感染症の第2波対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、5月25日に全都道府県の緊急事態宣言が解除されておりますし、今週中にもさらなる、県をまたぐ移動というものの緩和も見込まれているところでありまして、今後、来県者が増加することが予想されます。

このため、感染の第2波に備え、PCR検査をはじめとした検査体制や入院病床の確保など、医療提供体制の充実に取り組んでいるところでもあります。

また、ウイルスを持ち込ませないという水際対策につきましては、現在、宮崎空港におきまして、セルフ検温計での検温や、チラシの配布などを行っておるところであります。来県者への啓発を行うとともに、全ての事業者に対して、県が先行的に独自に示したガイドラインや、業界の全国組織が示した業種別のガイドラインを参考に、適切な感染予防対策などを実践していただくよう要請を進めているところでもあります。

今後とも、何らかの形で感染が県内に持ち込まれないとも限りませんが、これまで同様、県内で感染の連鎖を起こさせない、感染集団（クラスター）を発生させない、そこは大変重要であると考えております。

引き続き、しっかりとした対応で感染への備えに万全を期してまいります。

次に、今後の財政見通しについてであります。

一連のコロナ対策につきましては、国の補正予算で措置された地方創生臨時交付金や国庫補助金などを財源として、最大限活用することとしております。

4月補正におきまして、財政調整積立金を取り崩しましたが、今回の補正予算案におきまして、地方創生臨時交付金などを歳入として受け入れ、ほぼ、当初予算編成後の水準まで積み戻すこととしております。

一方、コロナの影響が長期化する中、県税収入の減少などが懸念されますことから、国に対しまして、引き続き十分な地方財源の確保を強

く要望してまいりますとともに、引き続き、財政関係2基金の残高確保など、健全な財政運営に努めてまいります。

最後にエコクリーンプラザみやざきについてであります。

県は、産業廃棄物処理計画に基づき、県内の産業廃棄物の処理能力の確保と、適正処理のモデルとなることを目的に、平成7年、宮崎県環境整備公社を設立し、公共の信用力の下、公共関与事業を推進してまいりました。

そうした中で起こったエコクリーンプラザみやざき問題は、地域、また県民の皆様の信頼を損なう大変残念な出来事でありました。

この問題につきましては、県が設置した外部調査委員会において、様々な問題点が複合的に絡んだことによるものとされ、組織体制がうまく機能せず、意思疎通が十分に行われていなかったことも、その一つとして挙げられたところでもあります。

県としましては、産業廃棄物処理計画に位置づけられてきた公共関与事業が今年度で終了すること、来年度からの新たな廃棄物処理計画を策定しなければならないことから、これまでの公共関与事業について評価し、取りまとめることとしておりますので、その中で整理をしたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○有岡浩一議員 御答弁ありがとうございます。

再度、関連して各部長に質問してまいります。

まず、新型コロナウイルス感染症の第2波対策について、福祉保健部長にお伺いいたします。

先月、日機装株式会社が、宮崎大学医学部との共同研究において、深紫外線LEDについ

て、新型コロナウイルスの不活化試験で有効性を確認したと報告されております。

今後、コロナ対策の長期化と共存社会への対応として、新型コロナ対策として、医療機関や福祉施設などに広くPRし、宮崎モデルとして推進される考えはないか、お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 立地企業の親会社が開発したLEDの特殊な紫外線が、新型コロナウイルスの感染抑止効果があることが確認できたという記事が、新聞に掲載されておりました。

開発企業のプレスリリースなどによれば、プラスチックのシャーレに新型コロナウイルスを滴下し、同社が開発した深紫外線LEDを30秒照射したところ、ウイルスの99.9%以上の感染力がなくなったとの結果が得られたということです。

県としましては、この企業が持つこの技術は有望なものと感じておまして、どのような形で対策に実用化できるか、注目をしているところです。

○有岡浩一議員 ぜひともよろしくお伺いいたします。

宮崎に関連するこのような取組は、県民にとっても心強いことだと思っております。

次に、財政的なお話になりますけれども、平成28年9月の「宮崎県公共施設等総合管理計画」において、建物系施設の中長期的な経費の見込みとして、40年間で6,725億円、1年間で約168億円となり、インフラ施設の維持管理費として、40年間で5,950億円、1年当たり約149億円となり、今後、個別施設計画の策定を通して、将来経費の見込額をより正確に算出する必要があるとし、現在の試算においても、毎年、収支不足が200億円を超えています。

また、令和元年6月の「みやざき行財政改革

プラン（第三期）」においては、厳しい財政状況とあり、国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催に伴う経費等に多額の財政負担が見込まれるとあります。

そこで、国民スポーツ大会の開催に向けた、施設の整備に要する経費について、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国民スポーツ大会の競技施設の整備に要する経費につきましては、県有施設のうち、現在整備を進めております主要3施設で約385億円、それ以外の施設の改修等に必要な経費として約15億円を見込んでおります。

また、市町村施設につきましては、大会運営上必要となる施設改修等に対し、県が一定の支援を行う経費として、先催県の実績を踏まえ約20億円を見込んでおり、これらの競技施設の整備に要する経費は約420億円と試算しております。

今後、競技施設の整備費用につきましては、実施設計の状況や関係市町村の動きを踏まえながら、競技団体との十分な連携の下、より具体的に把握することとしております。

○有岡浩一議員 ただいま、施設の整備等の全体的な予算が示されましたが、施設を造れば維持管理ということが今後の課題となってまいります。

そこで、新たに整備する主要3施設を含め、県有スポーツ施設の維持管理にかかる費用についての見解を、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県有スポーツ施設の維持管理費につきましては、県総合運動公園内の施設や体育館等について、平成30年度の実績で、年間約4億3,000万円となっております。

す。

また、新たに整備する主要3施設につきましては、今後、実施設計や地元市との調整等において精査してまいります。施設の機能も高度化しておりますため、相応の負担が見込まれるところであります。

このため、主要3施設につきましては、施設のライフサイクルコストの削減を図るための手法であります。いわゆるコンストラクション・マネジメントを活用するなど、設計段階から十分に配慮するとともに、既存の施設につきましても、将来的な施設の在り方を検討するなど、維持管理費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 30年度の実績で4億3,000万円という維持管理費に、新しい施設の維持管理費がすごくかかってくるということは理解できますが、いずれにしても、各市町村との協力も含めて、今後の維持管理費というものが大きな負担になってくることは確かですので、計画的な取組をお願いしたいと思います。

次に、環境森林部長にエコクリーンプラザみやざき問題についてお伺いいたします。

5問ほどお願いしたいと思っておりますが、「『エコクリーン問題に関する県の総括』について」という文書は、令和2年5月28日付で公社・県関係者や議会・報道各社に送付されておりますので、簡潔にお伺いしてまいります。

まず最初に、平成13年度、公社が、浸出水調整池工事の基礎の設計に当たり、くいを打たない工法を採用した、また、平成15年度、施工業者から公社に対し、「くいを打つべきである」と進言したということは事実かどうか、お伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） エコクリーン

プラザみやざきの整備に当たり、公社は、業務委託したコンサルタントの意見を聞きながら進めてまいりました。

御質問のうち、まず浸出水調整池の基礎につきましては、平成20年5月に県が設置した「エコクリーンプラザみやざき問題外部調査委員会」の調査報告書に、平成13年5月、公社が発注した「管理型最終処分場実施設計業務委託」の設計報告書の中に、くいを打たない工法「直接基礎補強案」を選定した旨の記載があるとされており、事実と考えております。

次に、浸出水調整池施工業者からの進言につきましては、同じく外部調査委員会調査報告書に、「沈下が予想されたので支持杭又は地盤改良等の検討をお願いした」と記載されておりますので、そのような検討依頼はあったものと考えております。

○有岡浩一議員 さらに質問を進めてまいります。

浸出水調整池工事完了時、一部に漏水があることを公社に確認したため、平成17年2月、県に公社が報告したというのは事実でしょうか、お伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 御質問の件につきましては、外部調査委員会の調査報告書の中に、平成17年2月に公社から、浸出水調整池の水張試験において漏水が確認されたこと、また、その対策として、防食材を防水・防食材に変更し止水することについての報告が県にあったことが記載されておりますので、事実であると考えております。

○有岡浩一議員 続きまして3問目ですが、平成17年2月の県に報告した際、県が公社に対し、「あまり沈下、沈下とは言わないほうがよい」と言動を注意したということを知っており

ますが、そういった事実があったのか、お伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 御質問の件につきましては、外部調査委員会の調査報告書には記載されておりましたが、調査委員会の調査の中で、「完成後の漏水ではなく、工事中の漏水であるから、補修して止水するとのことではないか。沈下とか漏水とかの言葉は使わないほうがよい。」と記載された書類があります。

ただ、その発言者や意図については、詳細な記述がないため、県が公社に言動を注意したかどうかは不明であります。

○有岡浩一議員 さらに質問を続けます。

平成17年5月末に公社の副理事長から県の課長に、浸出水調整池緊急工事として補強工事の報告をしたということが書かれておりますが、これは事実かどうかお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 御質問の件につきましては、外部調査委員会の調査報告書、また、調査委員会における調査の際、公社の役員や施工業者など関係者から、当時の状況を申し立てていただいた文書を確認いたしました。そのような記載はなく、事実かどうかについては不明であります。

○有岡浩一議員 平成21年、公社が、平成17年当時の公社役職員5人について刑事告訴を行ったが、その結果はどうだったのかお伺いいたします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 公社が行った刑事告訴につきましては、平成22年1月、宮崎地方検察庁が嫌疑不十分で不起訴処分としております。

また、同年9月、公社は検察審査会へ審査を申し立てましたが、同年10月に、不起訴処分は

相当である旨の議決がなされております。

○有岡浩一議員 今、幾つかの答弁の中で、「不明」という表現がありました。また、現場にいる、出先や派遣される職員の皆さんに不安が残ることがあってはなりません。

まず、職員の派遣に関する協定書についても、検証が必要です。

また、平成21年4月6日の、公社に対する弁護士3名の意見書では、「公社の勝訴の見込みは著しく低いものと言わざるを得ません。弁護士費用を除いたとしても、印紙代だけでも数百万円の支出が必要であり、その他の費用を含めると相当な支出になることが容易に予想されます。その費用が、公金から支出されることを考えますと、安易に訴訟を提起しその費用を支出すること自体、公金を無駄に支出したのではないかと後に非難される可能性さえあると言わざるを得ません」とあります。

いずれにせよ、宮崎県として、再発防止のために、エコクリーンプラザみやざき問題の総括が必要だということを申し上げまして、次にまいります。

「みやざき地域見守り応援隊」についてお伺いいたします。

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちを支える「みやざき地域見守り応援隊」は、県民の皆さんの日常生活に密着した事業を行っている民間事業者の御協力を得て、見守りの形で異変のサインを発見し、緊急性がある場合は、警察署や消防署、または市町村窓口に通報し、多くの目で地域を見守っていただいています。平成26年2月以降の報告された事例を拝見すると、様々な事例とともに、命に関わる事案も多く、事業者お一人お一人に感謝の気持ちをお伝えすべきです。見守っていただきありがとうございます

ございます。感謝あるのみです。

そこで、「みやざき地域見守り応援隊」の今後の取組について、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 県では、「住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」を目指しまして、22の民間事業者が、訪問先の様子があふだんと違うなど、日頃の業務の中で地域住民の異変を察知した場合に、市町村や消防等に通報する「みやざき地域見守り応援隊」の取組を推進しております。

この取組の充実に向けて、事業者が、関係する支援機関に必要な情報を適切につなげられるよう、特殊詐欺やひきこもり等、時事に沿ったテーマについて勉強の場を設けております。

今後とも、協力いただける事業者を増やしながら、地域におけるセーフティーネット機能のさらなる強化を図ってまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 住み慣れた地域で安心して過ごせるためにも、多くの皆さん方の見守りをこれからも続けていただき、宮崎らしい取組として推進していただければありがたいと思っております。

次に、農福連携の推進について、再度、福祉保健部長にお伺いいたします。

宮崎県の環境において「農業」と「福祉」が繋がって、宮崎を元気にする一つとして、農福連携が挙げられます。

県内でも、農福JASを取得するなど可能性が広がる中、今後どのように取り組んでいかれるのか、期待を込めてお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 農福連携につきましても、障がい者の就労機会の拡大と工賃等の向上、さらには農業の担い手不足の解消に

もつながる大変重要なものであると考えております。

このため県では、これまでの取組に加え、昨年11月に農福連携推進センターを設置しまして、2名のコーディネーターが福祉事業所を訪問して、ニーズの把握や掘り起こしを行うとともに、農作業の体験会等を提案することで、福祉事業所と農業者とのマッチングを進めておまして、これまで3件の請負契約に結びついております。

今後も、農政水産部等と連携し、福祉事業所や農業者等を対象とした研修会や、先進的な取組を紹介するセミナーの開催等により、農福連携をさらに推進してまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ぜひ、障がいを持った子供さんたち、成人の方もそうですが、その方たちに合った仕事のパターンと言うんでしょうか、そういったものをしっかりと継続していただく。そのためにはアドバイザーも必要でしょうし、特別支援学校を経験された先生方のようなスキルも必要だと思っております。そういった意味では、いろいろな方たちの力を借りて、農福連携というものが宮崎県の中で根づいていくことを期待しております。

次に、鳥獣被害についてお尋ねしてまいります。宮崎県中山間地域振興計画における農作物の鳥獣被害額の達成状況と、令和3年度の目標値2億4,781万3,000円の見通しについて、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 報告のあった直近の農作物の被害額は、平成30年度が2億8,300万円で、平成29年度より約3,900万円、12%の減少となっております。

また、中山間地域振興計画で定めておりま

す、人工林及び特用林産物を加えました、農林作物等の被害額は3億4,500万円で、前年度より約5,300万円、13%の減少となっております。

御質問のありました当計画の令和3年度の目標を達成するためには、毎年度、農林作物等の被害額を前年度から約10%以上減少させることが必要であり、平成30年度実績といたしましては、おおむね達成しているものと考えておりました。引き続き、被害額の低減に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ありがとうございます。毎年、被害額は減少しているということを報告いただきましたが、被害を抑えるために、現場では電柵を張ったり、いろいろ努力しています。そういった意味では、現場も、そして皆様方の御指導もいただきながら、全員で鳥獣被害を抑えていくことの大切さを強く感じております。

またその中で、政府は、今後10年間のカロリーベース食料自給率45%を目指すと言われておりますが、平地での規模拡大やスマート農業とともに、私は中山間地の農業を守ることが大切だと考えております。

平成30年の鳥獣被害額のうち、中山間地域が92%を占めております。中山間地域の農業を守るためにも、鳥獣被害を防ぐことは急務です。

そこで、中山間地域における鳥獣被害対策の今後の取組について、再度、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 県におきましては、鳥獣被害対策特命チームや、総合農業試験場に設置しております鳥獣被害対策支援センターを中心に、地域が一体となった総合的な被害防止対策に取り組んでいるところでございます。

具体的には、地域住民同士で被害の実態や侵入経路などを把握しまして、被害防止対策を検討する、いわゆる「集落点検」をサポートいたしますとともに、侵入防止柵の設置や、その維持・管理を行う人材の育成、さらには、わな等の見回り作業の省力化等を目的としたIoT技術の実証など、地域ぐるみの被害防止活動を支援しているところでございます。

県といたしましては、今後とも、関係機関・団体と連携いたしまして、「地域住民の話し合い活動等による総合的な対策」を推進することによりまして、鳥獣被害の低減に努めてまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 地域ぐるみで取り組むということが大きな課題だと思いますし、中山間地域の被害を抑えることによって、平地、または宮崎県全体での農作物の取組が進められると思っておりますので、まずは宮崎の農業を守っていくという大きな使命の中の一つとして、今後とも努力いただければありがたいと思っております。

次に、全国障害者スポーツ大会につきまして、競技力向上というテーマで質問をさせていただきます。

2026年開催予定の全国障害者スポーツ大会において、14競技の正式競技があります。しかし、本県では選手が確保できず、チームの編成ができない団体競技があるようです。今後、選手の発掘や指導者の育成について、どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 現在、本県では、全国障害者スポーツ大会の実施競技の中で、4競技について選手が確保できず、チーム編成ができていない状況にあります。

このため今年度から、これら4競技についても体験会を開催し、県内の小中学校及び特別支援学校に広く参加を呼びかけながら、選手の発掘に取り組んでいるところです。

また、併せて県外講師を招いた実技講習会を開催するなど、指導者の発掘・育成にも取り組むこととしております。

さらに、宮崎県障がい者スポーツ協会に専任の職員を配置し、チーム編成や競技力向上に向けた体制を強化したところであります。

今後、関係機関や各競技団体の意見をしっかりと伺いながら、開催に向けた準備を着実に進めてまいります。

○有岡浩一議員 4つの競技がまだチームが編成されていないということですが、強制してやるものではありません。しかし、興味を持っていただくような仕掛けをしながら参加してもらい、そういう土壌をしっかりとつくっていくことが大切だと思っております。そういった意味で、土壌をつくって、全国障害者スポーツ大会が終わった後、その後をどうするかというのが大きな課題だということで、毎回この質問をしておりますが、全国大会後のレガシーとして、競技を継続できる環境づくりが重要であります。県の取組について再度お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 全国障害者スポーツ大会に出場した選手の皆さんが、大会後も競技を継続できる環境づくりに向けて、一部の競技について、学校関係者、一般の競技団体に加え、医療機関・福祉施設等の職員をチームスタッフに迎え、地域社会全体でチームを支える体制づくりを進めているところであります。

障がい者スポーツは、障がいのある方の社会参加促進に重要な役割を果たしております。

今後、障がいのあるなしにかかわらず、多

くの人に関わることで、障がい者スポーツが地域社会に定着し、障がいのある方々がスポーツに親しみ、競技活動を継続していける環境づくりに取り組んでまいります。

○有岡浩一議員 子供たちのニーズというものが、スポーツだけに限るわけではありませぬので、文化活動もそうでしょうし、地域活動も含めていろいろなニーズがあると思っております。

そういう中で、平成28年度のスポーツ・観光対策特別委員会の委員でありましたが、今後、知事の提唱されている「文化・スポーツ振興局」の設置の具体的な取組が必要ではないかという要望をした経緯があります。

これは、文化とスポーツ、幅広い分野でありますけれども、似たニーズが大変高いということで、これは一つの例であります。eスポーツという競技があります。国体で昨年から導入されたわけですが、これはアメリカを起点に今、全国的に広がっているスポーツであります。

このスポーツは、障がい者が参加できる部分もあれば、一般の方、そしてスポーツという名がつく以上、国体でもそういった競技として取り入れられています。ただ、このことを以前から質問しているわけですが、県庁の中で、総合政策なのか、福祉なのか、教育委員会なのか、全く部署が決まっています。そういった意味では、こういったニーズに応えていくためにも、組織替えというものを考えていかないと、自分たちの範囲だけで全てやろうとすると、なかなかこういう交われない部分が出てくるということが考えられます。そういった意味では、時代のニーズに合った組織編成も必要だということを、一言付け加えさせていただきます。

それでは次に、警察署の整備計画について、警察本部長にお伺いいたします。

前回も日高利夫議員が、高岡警察署の整備計画について詳しく質問されました。毎年のように水害への対応に追われる警察署の状態を拝見し、周辺で最も低い位置にある警察署の在り方について、早急に整備計画をつくる必要があります。警察本部長に、現在の取組についてお伺いいたします。

○警察本部長（阿部文彦君） 警察署の整備につきましても、厳しい財政状況ではありますが、治安基盤及び防災活動の拠点としての機能を十分に発揮できる施設を整備するという観点から、著しく老朽化が進んでいる警察署や、機能に支障がある警察署を最優先に整備していく方針であります。

ただいまお話のございました高岡警察署を含め、警察施設の整備計画につきましては、宮崎県公共施設等総合管理計画に基づき、今年度中に個別施設計画を策定することとしておりますので、その中で、施設整備の方向性を示してまいります。

○有岡浩一議員 今、高岡警察署という定義でお話ししましたが、県内には都城警察署、日南警察署もございます。そういった意味では、この個別計画というものをつくっていただきながら、財政との調整をしながら計画的に実行していただきたいと思っております。

その中で、実は、平成25年5月30日、約7年前になりますが、宮崎県における警察署の在り方検討委員会の提言の中に、「宮崎西警察署構想」があります。高岡警察署の移転新築が検討されたとき、宮崎北警察署、宮崎南警察署の管轄区域の一部を加えて、宮崎西警察署を新設するという構想についても検討されたようです。

大規模災害を想定した後方支援施設としても、必要な施設となります。ぜひ、警察本部におかれましても、前向きな検討をされ、大規模災害時の体制づくりというものを検討いただければありがたいと思っております。

次に、NPO法人の活動について、総合政策部長にお伺いいたします。

現在、県内では400を超えるNPO法人が活動されているそうです。その中で、高千穂町の「一滴の会」の活動を御紹介いたします。

特別委員会で視察をさせていただきました「高千穂町移住情報バンク」において、移住・定住対策を行っており、移住者の不安を解消し、移住後の丁寧なフォローに取り組むメンバーです。ふるさと高千穂を大切に豊かにしたいという地元の有志で構成され、移住者に伴走できる体制ができています。地域の宝であります。

そこで、県内のNPO法人に対して、県はどのような支援を行っているのか、お伺いいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） NPO法人は、地域における社会貢献活動や、多様な住民ニーズに応える公益活動の担い手としての重要な役割が期待されております。

こうしたNPOの活動を支援するため、県では、みやざきNPO・協働支援センターを設置し、法人運営に関する相談や、専門知識を有するアドバイザーの派遣等を行うとともに、人材の育成を図るため、企画力向上などスキルアップのための研修等を実施しております。

また、市町村と協働しまして、出前相談を実施しておりますほか、専用のホームページを開設し、NPOに関する各種情報を積極的に発信しているところであります。

今後とも、こうした取組を通じまして、NPO法人の活動支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 本県の大きな課題であります人口減少というものがこれから毎年進むわけですが、そういう中で、今後の地域活動において、地域の課題解決のために、地域住民がNPOや企業などと活動する「地域運営組織」の設立、こういったものも今後必要になってくると考えております。そういった意味でも、NPO等の育成は、今後の地域活動に必要な取組となりますので、ぜひともしっかり目を向けていただきながら、出張での指導も含めて、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、関連しまして、中山間地域の生活環境の状況についてアンケートを行った結果、日常生活における問題として、「買物が深刻」という集落が、前回の63集落から81集落へと増加しています。

そこで、中山間地域における買物弱者の現状と対策について、再度、総合政策部長にお伺ひいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 議員御指摘のとおり、中山間地域におきましては、買物で深刻な問題が生じている集落がございます。その数も増加しているところであります。

現在、県内の取組といたしましては、市町村社会福祉協議会等による買物支援や、商工会等による宅配サービスなどの事例がありますほか、県外からの移住者が移動スーパーを起業するといった取組も出てきております。

県といたしましても、中山間地域の買物や交通等、暮らしの機能を維持することが大変重要であると考えておまして、重点施策として、拠点集落と周辺集落とのネットワークにより日

常生活を支える「宮崎ひなた生活圏づくり」に取り組んでいるところであります。

今後とも関係部局や市町村等とも連携しながら、地域の方が安全・安心に暮らすことのできる中山間地域の実現を図ってまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 一つの参考ですが、国のほうの新型コロナウイルス対策として、住民生活支援の一つとして、移動スーパー等による地域の生活支援事業があります。今後の参考になればと、期待しております。

次に県土整備部長に、空き家対策についてお伺ひいたします。

空き家の総数は、平成30年度住宅・土地統計調査によると、県内で8万4,200戸、住宅総数の15.4%となっています。その中でも、危険な空き家が各地に撤去されずに残っております。このような空き家に対する対策について、県と市町村の具体的な取組をお伺ひいたします。

○県土整備部長（明利浩久君） 空き家対策につきましては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、住民に最も身近な行政主体であります市町村が実施し、県は、市町村に対する助言やその他必要な支援を行うこととされております。

このうち、危険な空き家の除却につきましては、所有者の負担軽減のために、費用の補助を行っている市町村もございます。なお、その財源として国の補助金を活用する場合には、法に基づく空家等対策計画を策定することが必要となるため、県では、計画策定に関する助言等を行っているところでありまして、現在、宮崎市をはじめ、13の市町村が策定を終えております。

今後とも、除却を含む市町村の空き家対策が

円滑に進むよう、必要な支援を行ってまいります。

○有岡浩一議員 御紹介いたしますが、空き家等の対策計画というものを宮崎市でも策定しておりまして、解体補助額は除却、廃材処分、運搬経費の2分の1の上限額50万円、または、解体作業困難などの場合は、補助対象経費の5分の4以内、上限額80万円があり、広く周知し、毎年継続的に取り組むことが必要であります。

昨年度は3件の実績があるようですが、やはり、毎年毎年こういう取組をし、危険な空き家を除去しながら環境美化に取り組むという、これは県の指導の中で、県内全ての市町村に空き家等の対策計画が出来上がることを期待しております。

最後の質問に入っていきますが、人材育成ということで、総務部長にお伺いいたします。

人材育成につきましては、毎回いろいろな角度で質問をしております。特に現在の新型コロナウイルス関係で精神的にも大変きつい状態が続く中で、職員の皆様方にどのようなアドバイスができればいいのかなと考えてみました。

その中で、「レジリエンス」という言葉があったので御紹介させていただきます。心理学におけるレジリエンスについて、意味は、「逆境から早く立ち直り、成長する能力」とあり、定義として、ストレスの多い社会生活、日常生活の中で前向きに、しなやかに立ち回る能力を言います。

職場において、現在の職員のレジリエンスを高めるなど、心理的にサポートすることが重要と考えます。

そこで、職員が持っている能力を最大限に発揮できる職場環境づくりにどのように取り組んでおられるのか、お伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 県では、人材育成基本方針の中で、「職員の成長を支える魅力ある職場づくり」を人材育成の柱の一つに掲げまして、職員間のコミュニケーションの活性化や、不正や不祥事から職員を守るためのコンプライアンスの推進、心と体の健康増進などに取り組んでいるところでございます。

御指摘のレジリエンスを高める取組につきましては、OJTや人事評価における上司と部下職員との面談等を通じて、自由闊達な雰囲気醸成するとともに、職員を対象としたメンタルヘルス研修の中で、ストレスマネジメントの具体的方法などを習得する機会を設けております。

現在、県庁では、働き方改革に重点的に取り組んでいるところでありまして、今後とも、職員一人一人が持てる力を十分に発揮できる、魅力ある職場づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

○有岡浩一議員 ぜひ、大切な職員、人材の「材」を財産の「財」という表現も使ってもらっしゃるように、宮崎県にとって職員の皆さん方は大切な力であり、宮崎をよくするための貴重な財産であるというふうに考えております。そういった意味では、職員の皆さんの不祥事だけがクローズアップされて、ふだん地道に頑張っている姿が見えないということがないように、職員の皆さん方を大切にすることが、宮崎県がこれから難局に向かってしっかりと闘っていける環境だということを強くお願い申し上げて、今後とも、職員の皆さん方の人材育成にしっかり取り組んでいただくことをお願いしたいと思っております。

最後になりますが、教育長にお尋ねいたします。高校生の挨拶の習慣化についてお尋ねした

と思います。

私自身は学生時代、スポーツ系の取組をしていましたので、大きな声で挨拶することは当たり前で、みんなが大きな声で挨拶する、そういう環境におりました。

しかし、最近の若者は挨拶をしないとよく言われますが、社会人の基本は挨拶からだと思っております。そこで、社会人の手前にいる高校生を見てみると、自転車に乗りながらスマホに集中していたり、こちらから挨拶しても返事が返ってこないことが多くあります。

いつの間にか、挨拶はしなくてもいい、煩わしいという勘違いをしているのではないかと心配する次第です。

そこで、高校生の基本的生活習慣の確立として、まず、挨拶する習慣や挨拶の大切さについてどのように進めるべきか、教育長のお考えをお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 基本的生活習慣は、望ましい社会生活を送る上で大変重要な意味を持っておりまして、子供たちの心身の発達に欠くことのできないものであります。

その中でも、お話にありましたように、特に挨拶につきましては、社会性を育むための重要な基盤であると認識しております。

挨拶の習慣化につきましては、幼少期から発達段階に応じて一貫して身につけさせるべきものと考えておりまして、特に高等学校におきましては、授業や礼法指導、面接指導等を通して、挨拶が社会で生きていくために重要であるという観点からも指導しているところであります。

県教育委員会といたしましては、自分で考えて判断できる自立した人材の育成を目指しまして、学校における日々の教育活動や様々な体験

を通しまして、挨拶などの基本的生活習慣の確立が図られるよう、学校への指導を行ってまいります。

○有岡浩一議員 今、答弁をいただきました、学校で指導したときにはできると、しかし一方、学校から出て社会に出るとできなくなるといふ、こういったことがあつてはもったいないと思っております。習慣化して、いつでも声かけられる、声かけられれば返事ができる、そういう宮崎県の素直な子供たちをしっかりとこれからは育てていただきながら、小・中・高生のこれからの成長を期待しております。よろしくお願いたします。

質問の項目は23問全て終わりましたが、今日ここに、第54代松形知事の書かれました「たゆたえども沈まず」という本の中から、知事の就任のときの決意と期待という話を少しさせていただきながら、皆さん方に伝えたいと思えます。

第54代知事に就任した瞬間、（中略）「充電と放電は知事のみならず、県政全体にとっても必要不可欠であり、充電だけして放電がなければ、質の良い能力も宝の持ち腐れになる。また、放電だけで充電がなければ、行政の前進も発展もない」。「充電しながら放電し、放電しながら充電する、言うなれば自動車のバッテリーのような作用がある。県政は一瞬の安逸も許されない。厳しい坂道はそれがいかに峻険といえども、乗り越えなければならない」。「そこで提案がある。県政のために何をなすべきか、原点に返って激しい議論をしようではないか。三人寄れば文殊の知恵という。遠慮せず、知事室に来て議論して頂きたい」。「奉仕者としての責任を果たすためには、全職員が燃えねばならぬ。議論に

燃え、仕事に燃えることを県民の皆さんは期待している」。私の基本姿勢は、豊かで活力に満ちた明日の宮崎をつくることにある。具体的には、県民重視の県政、県民のための県政、地方の時代を先取りする創造性に富む県政、心を大切にする県政、21世紀を目指す先見性のある県政である」。という文章がございます。

これは、松形知事が就任のときに、職員の皆さん方にメッセージとして伝えられた言葉だと聞いておりますが、この号令によって、職員の皆さん方にも思いが通じたということも書かれております。

ぜひ、河野知事におかれましても、初心に戻って、職員の皆さん方に思いを伝え、知事の思いが県政の発展につながるという、そういう県民総力戦で取り組めるような宮崎県を今後とも期待し、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 次は、横田照夫議員。

○横田照夫議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党の横田照夫です。これまで、13名の議員が新型コロナウイルス感染症関係の質問をされましたので、重なったり、似通ったりしている質問もありますが、お許しをいただきまして、一般質問に入らせていただきます。

安倍首相が小・中・高校・特別支援学校における全国一斉の臨時休校の要請を出されました。この要請に対し、事前の根回しがなかったとか、あまりにも唐突過ぎる、過剰な反応などの批判がありましたが、安倍首相は、「先手先手でやるべきだと判断した。最後は政治が全責任を持って判断すべきものと考えた」と、政治判断を強調されました。

4月7日政府は、7都府県に対し、5月6日

までの間で「緊急事態宣言」を発令しました。さらに、4月16日にはそれが全都道府県に拡大され、5月4日には5月31日までの延長が決定され、そして、5月14日、8都道府県を除き、緊急事態宣言は解除されました。

これらの一連の動きに対して、海外で先行する強権的で強制的な「国家緊急事態」や「都市封鎖」と比較して、日本の対応は生ぬるい、危機意識が足りないなどの声が多数上がりました。「国民の権利の制限を含む緊急事態宣言は危ない」と言っていた人が、1か月後には「早く宣言を出すべきだ」と、手のひらを返すように言っておりました。

これまで、緊急事態における危機管理については、長年議論がなされてきました。2003年には、当時の民主党が「緊急事態基本法案」を公開いたしましたし、2012年には、自民党が出した改憲草案に組み込まれた「緊急事態条項」をめぐる、「国家権力が国民の権利を制限する危険性がある」との批判が数多く出されました。このような緊急事態が発生した場合の考え方は、本当に難しいと思います。

本県では、緊急事態宣言の対象地域となった後も、県内の感染状況や社会経済に与える影響等を考慮して休業要請は行わないとしていたが、県外からの来県を誘発しかねない状況に直面していることや、県内の様々な団体から休業要請について提案・要望が寄せられたこと等を踏まえ、大型連休を前に、県をまたいだ大移動を抑制し、県外からの感染を阻止する観点から、遊興施設や遊技施設など対象となる施設に対して、4月24日に休業要請を行うこととしました。

河野知事は、この休業要請があまりにも遅いとの批判を受け、「私の考えと県民が求めるこ

とにずれがあったことを大いに反省する。具体的な方向を示せなかった反省もある」と、陳謝されました。そこで知事に、備えや対策を出すタイミング等も含め、今回のコロナウイルスでどのようなことを感じられたかをお伺いします。

以上を壇上からの質問とし、あとは質問者席での質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

新型コロナウイルス感染症は、その影響が県民生活の様々な分野に及ぶだけではなく、何より県民の命と健康を脅かす未曾有の事態であります。状況が刻々と変化する中での対応は、感染拡大防止と社会経済活動の維持の兼ね合いという問題もあります。この議会でも、アクセルとブレーキというような表現で議論もなされたところでありまして、全国的な状況、また統一的な対応が求められるものもありますし、感染拡大の状況を踏まえながら、地域の実情に応じて取り組むべき内容もあります。そのような意味におきまして、大変かじ取りの難しい事案だと感じております。

備えや対策につきましては、県の対応方針につきまして、本県で初めての感染者が確認される前に策定・公表したほか、人の移動が多い4月を「感染拡大防止強化月間」と位置づけての対策の徹底を図ってまいりました。さらには、県民への外出自粛や、遊興施設・遊技施設への休業の要請など、市町村や医療機関、その他の関係機関と連携して取り組んできたところであります。

御指摘の休業要請の問題など、判断が難しい課題も多々あったわけではありますが、県民の皆

様や関係機関の協力の下、感染拡大を何とか抑えることができていると、現時点では、これまでの県としての対応に一定の手応えを感じているところであります。

引き続き、第2波、第3波への対応につきましても、これまでの経験等を生かし、適切に対応してまいります。以上であります。[降壇]

○横田照夫議員 今の答弁に対してのコメントは、一番最後のほうで述べさせていただきます。

10年前に本県で口蹄疫が発生した際、その防疫体制が十分に機能しなかったとの反省から、家畜伝染病予防法が改正されました。

具体的には、畜産農家に対する飼養衛生管理の強化や国の財政支援の拡充などです。

従来の家畜伝染病予防法では、補償金の額は、患畜については家畜評価額の3分の1、疑似患畜については、同じく5分の4が支払われることとされておりました。しかし、防疫措置の円滑な実施を図るという観点から、特別手当が付加されて、通常の手当と合わせて、当該家畜の評価額の全額の交付を行うこととされました。あわせて、予防的に殺処分される家畜に対しても、評価額の全額を補償することとなりました。これは、家畜の殺処分を行った畜産農家の経営継続を支援するための支援金としての性格を有しています。

この法改正により、もし口蹄疫等の法定伝染病が発生した場合、農家も地方自治体も国も、迷わずに殺処分等の防疫措置を行うことができ、早期の終息を図ることにつながるのではないのでしょうか。

今回のコロナウイルスでは、不要不急の外出などは自粛するよう要請されました。途中、特定の遊興施設とか遊技施設等には休業要請が行

われましたが、その他の商店や飲食店には行われず、人足が途切れたために、やむなく自主休業する店もたくさんありました。まさに、真綿で首を絞められるような気持ちだったのではないのでしょうか。

その後、給付金とか助成金等が次々と出されましたが、給付に時間がかかったりと、不備も次々と指摘をされました。外出自粛等で人の足が止められたら、飲食・サービス業、小売業、観光業など、多くの産業に影響が出るのは当然のことなので、それらの業界を担う人たちの生活の糧を補償する必要があるのではないのでしょうか。

家畜伝染病予防法で畜産農家の経営継続を支援するための補償制度を決めたように、コロナウイルスのような感染症に対しても、補償等の法整備をするべきではないかと思いますが、知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、緊急事態宣言の対象地域におきまして、知事の権限で休業要請を行うことができるわけではありますが、御指摘のとおり、休業した事業者に対する補償が法的に整備されておりません。このことが、東京都をはじめ、感染が急拡大した都市部において、当初、大変苦慮する課題でありましたし、その後、対応のばらつき、公平・不公平の問題も生じさせたのではないかと考えております。

このような中、本県では、休業要請の対象事業者に対し、協力金を支給したところではありますが、補償ないしは財政的な手当てにつきましては、本来、国の責任において行うことが必要であると考えております。

そのため、現在、休業要請に係る補償、また支援の在り方につきまして、特措法への位置づ

け、さらには国の財源措置などを、全国知事会を通じて、国に働きかけをしているところであります。

○横田照夫議員 アメリカやイタリアでは、患者が待合室や廊下にあふれ、遺体を安置する場所もないという悲惨な状況になりました。日本ではそこまでには至りませんでした。現場からは、病床や医療機器、医療従事者が足りなくなって医療が崩壊しそうだという悲鳴が上がりました。

医療従事者への感染を防止するために、手術機能を一旦停止したり、コロナウイルス以外の普通の外来患者や入院患者をストップしているところもあります。本来回っていた医療が回っていないというふうに捉えれば、既に医療崩壊が始まっていると言えるかもしれません。

私の家の近くに小児科の診療所があります。土曜日等も含めて毎日多くの患者を診察していましたが、コロナウイルスがはやりだしてからは、患者が激減し、収益悪化を加速しています。少々の発熱くらいは我慢したということなのかもしれませんが、院長は自嘲気味に、「小児科は不要不急の診療科だとよく分かった」と言っていました。

医療崩壊は、コロナウイルスに対応した病院でのことのように理解をしていましたけど、診療所も含めた医療界全体でのことではないのでしょうか。近所の診療所がしっかりと機能してこそ2次医療、3次医療だと思います。

医療崩壊を防止する観点から手術や外来患者の診療を止めている病院や、コロナウイルス流行で患者数が激減した診療所にも、何らかの支援策が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。前屋敷議員も同じような質問をされましたが、改めて福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 医療機関の経営悪化に係る資金繰りの支援につきましては、国において、無利子・無担保等の優遇融資制度の拡充や、診療報酬等の概算前払いが実施されておりまして、県では、医療機関等に対し、こうした対策の周知を図ってきております。

また、感染拡大防止の観点から、特例的に電話やオンラインでの診療が可能となっておりますので、引き続き周知を図ってまいりたいと考えております。

さらに、国の第2次補正予算では、全ての医療機関・薬局等を対象に、患者が混在しない動線確保などの感染拡大防止対策等への支援が盛り込まれておりますので、こうした国の制度の活用を視野に、医療機関への支援も検討するとともに、県内の医療機関の厳しい状況については、国に対してもしっかりと訴えてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 次に、感染者の公表の在り方に関してお尋ねします。

県の公表は、宮崎市在住の何歳代の男性といたつたもので、特定個人の公表ではありません。でも、そのために、真偽不明のデマ情報が飛び交い、いわゆる「犯人捜し」が始まりました。佐土原でも、あるスナックが標的となり、幾ら否定しても、なくなるどころか形を変えて増殖していき、スタッフは精神的に追い詰められたと聞いています。

感染症法第3条には、「国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権の保護に配慮しなければならない」とうたつてあり、それに基づき、厚労省から「感染症が発生した場合における情報の公表における基本方針」が出されています。この中で、「公表に当たっては、感染者等に対する不当な差別及び偏見が生じないよう

に、個人情報に留意しなければならない」とうたつてあります。でも、全く感染していない人が、デマ情報で不当な差別や偏見を浴びていることを考えると、この基本方針には大きな不備があるんじゃないかと思います。

感染症患者等の人権の保護に配慮しなければならないのと同様に、感染していないのに、デマ情報によって、精神的にも経営的にも追い詰められる人の人権にも、同じように配慮する必要があるのではないのでしょうか。

先述のスナックは、新聞に取り上げられて、デマだったことが周知されましたけど、それと同じように、デマ情報によって大変な状況に追い詰められている人からの連絡を受けて、その情報が真実とは違う旨の周知を何らかの方法でする必要があるのでないかと考えますが、福祉保健部長、いかがでしょうか。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 情報の公表につきましては、御指摘のありました国の基本方針に基づきまして、患者とその御家族などの人権を尊重しつつ、感染症の蔓延防止に必要な範囲で行っているものであります。

例えば、感染者が利用した施設名に関しては、濃厚接触者等が不特定多数の場合は、蔓延防止の観点から公表を検討しますが、特定できる場合は、個人情報保護の観点から公表しないというようなことを基本としております。

こうした公表情報の取扱い以外にも、誤った憶測やデマによる風評被害を防ぐことが重要でありますので、新型コロナウイルスの特性や対策などについて、県民の皆様の正しい理解と冷静な行動が重要だと考えております。

このため県といたしましては、今後とも、会見や広報紙、県ホームページ、テレビCMや新聞広告など様々な媒体による情報発信を通じま

して、県民の皆様の新型コロナに対する理解を深めるとともに、人権意識の醸成に努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ぜひ、今後も工夫を重ねていってほしいと思います。

次に、国文祭・芸文祭に関連して質問します。

私は、議員になったばかりの頃から、神社の神主が神事の際、一番最初に奏上する「掛けまくも畏き 伊邪那岐大神 筑紫の日向の橘の小戸の阿波岐原に」と続く祓詞を壇上で何回も紹介、全国で宮崎県だけにしかないもの、それは「日向神話」なので、それを内外に発信すべきではないかと訴えました。その後「記紀編さん1300年記念事業」が始まり、大変うれしく思いました。そして、その記紀編さん事業の集大成として、今年開催予定の国文祭を位置づけるということでしたので、非常に楽しみにしてきました。しかし今、その開催が危ぶまれています。

国文祭・芸文祭について、知事は、国と開催方針を協議している最中だと伺いました。今後、どのような判断が出されるか分かりませんが、コロナ禍で社会全体が沈んでいく中で、スポーツや文化がいかに私たちの心に勇気や安らぎを与えてくれるものなのか、改めて今感じています。こういうときだからこそ、私たちは文化を守らなければならないと考えております。

これまでの知事の答弁にもあったとおり、ぜひ、国文祭・芸文祭は可能な限り実施してほしいと思います。

コロナウイルスの影響で、県内で活動している文化芸術団体の活躍の場も失われていますが、本県の文化芸術の灯を消さないためにも、県内の文化芸術団体が活動できる場を設けるな

どして支援すべきではないかと考えますが、総合政策部長いかがでしょうか。

○総合政策部長(渡邊浩司君) 御質問にございましたように、文化芸術は、人の心に潤いを与えると同時に、地域の連帯感や魅力の向上につながるなど、社会に大きな活力を与えるものであります。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、県内の文化芸術活動は、中止や延期など自粛を余儀なくされてきておりましたけれども、ここに来まして、ようやく再開の兆しが見えてきたところであります。

このため県といたしましては、活動時のコロナウイルス感染防止対策や、中止された事業の実施、ネット配信などの新たな取組を支援するべく、現在、募集を行っているところであります。

さらには、国が新たに打ち出されました、文化芸術活動に対する各種支援事業などの動きも視野に入れながら、今後とも、県内の文化芸術団体の活動支援に取り組んでまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 今、車のドライバーは、運転席に座ると無意識的にシートベルトに手がいくようになりました。口蹄疫後、畜産農家は、畜舎に入るときに無意識的に消毒槽に足を踏み入れるようになりました。このように、今までしていなかったことを当たり前のように行動することが、「新しい生活様式」の確立ということかなと思います。そして、新しい生活様式を常態化していくことと併せて、いち早く経済の再始動に向けての取組もしていかなければいけません。

そこで知事は、経済再始動をいち早く進めていくためにどのように対応をしていこうと考え

ておられるのかを、お伺いします。

○知事（河野俊嗣君） 経済の再始動に当たりましては、感染拡大防止の徹底と社会経済活動との両立が何よりも重要であると考えております。

本県では、県民の皆様の御協力により、昨日までで65日、新規感染が確認されていないということで、全く感染が発生していない岩手県を除けば、全国でも最も長い期間、感染の発症が抑えられている状況であります。これを基盤として、再始動に向けていち早く取り組める環境にあるものと考えております。

このため、早くから地産地消による応援消費を呼びかけてまいったところではありますが、議員御指摘のように、県民や事業者の皆様へ新しい生活様式への対応を促す、これを言わば日常の標準装備としていきながら、例えば、町なかの飲食店の利用を促すプレミアム付食事券でありますとか、今議会にお願いをしております、プレミアム付商品券の発行支援、さらには県内旅行の後押し、県民のスポーツ合宿促進などによりまして、まずは、地産地消・応援消費のさらなる推進に取り組むことで、県内での人やお金の動きを活発化させ、地域経済をしっかりと底支えをしてまいりたいと考えております。

その上で、感染の収束状況に応じまして、大都市圏での県産品販路開拓の推進などにより、段階的に経済交流を広げていきまして、「コロナとともに生きていく社会」における、持続可能な経済社会づくりを積極的に進めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 感染拡大を防止するために、自粛の要請は大事だと考えます。でも、それをいつまでも持続させては、社会や経済を窒息させてしまいます。県が示しているように、どこ

かの段階で、冷え切った県民の消費マインドを温める必要があります。口蹄疫のときに、佐土原町では、飲食業組合の皆さんがJR佐土原駅前の広場を利用して、「さどわら えきんまえまつり」を始められ、今でも商工会が中心となって続けられています。これは、みんなで口蹄疫からのダメージを乗り越えようという、町民に対するメッセージです。一緒に頑張りましょうという連帯感づくりでもあると思います。

県は、感染収束の先を見据えた施策の展開ということをおっしゃりますが、ウイルスの完全撲滅は考えられません。先日は一番街で、「街市」が3か月ぶりに開催されました。どの時点を収束と考えるかは難しいので、もうそろそろ、コロナウイルスで落ち込んだ消費マインドを喚起する取組を進めていくべきと考えますが、知事の考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 本県経済の再始動を図る上で、落ち込んだ消費マインドを盛り上げていくことは、大変重要であると考えております。

現在の状況を踏まえながら、街市の状況、さらには楠並木朝市なども再開をされたところがあります。県内での経済循環につながる、広い意味での地産地消の取組が重要ということで、「ジモ・ミヤ・ラブ」のキャッチフレーズによります応援消費というものを促して、例えばCMやポスターの作成などを通じて積極的に展開しておるところでありますし、県民の皆様による県産品の購入、県内宿泊施設の利用、地域における様々なイベントの実施、このような動きをどんどん広げていくことが大事であろうかと思っております。

また、その動きを自ら、隗より始めよということで率先して展開するというところで、例え

ば、私と両副知事が県内に出向いて実施をしております「地域経済懇談会」では、各市町村長との意見交換を地域の飲食店で行うことによりまして、県民の皆様が過度に自粛することなく、新しい生活様式を実践する飲食店を利用していただく機運づくりについても目指しているところでもあります。

今後とも、様々なそういう動きを展開しながら、県民一人一人に、今回の危機を乗り越えるための地産地消の意義、そして、それが必ず将来につながっていくということを理解いただき、行動していただけますよう、一層の啓発に取り組んでまいります。

○横田照夫議員 知事や副知事が、市町村長と一緒に食事を取りながら経済対策等の意見交換をされたことは、県民に対するアピールという観点からも、時宜を得た取組だったなと思います。

先ほど「街市」のことを言いましたけど、これと同じような考え方で、例えば宮崎市だったら、ニシタチや一番街、若草通りを使ったイベントは、もう既にノウハウは持っておられますので、すぐにでも開催できるのではないかと思います。

また、宮崎県軟式野球連盟とかサッカー協会、ゴルフ協会など、県内を網羅したスポーツ団体がいろいろありますが、そういった団体の協力ももらって、「コロナに負けるな地産地消・応援消費大会」を冠に掲げた一般県民向けのスポーツ大会を開催することも、コロナ対策の啓蒙につながるんじゃないでしょうか。

県民100万泊運動のさらなる充実も大事だと思います。当然、参加者が自費を使って参加する。ホテル・旅館、ゴルフ場、酒蔵、飲食業、JRやバス、行政有施設など、いろんな業界団

体や行政がコラボして行う催しを、費用の一部助成などで県がリードする。背中を押す。こういった対策もあっていいのではないかと思います。

給付金や商品券などの取組も大事ですが、県民の連帯感を刺激して、みんなで宮崎県を盛り上げていこうという機運の醸成にも力を入れていただきたいと思います。

次に、浄化槽政策について、環境森林部長にお伺いします。

第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画は、今年度が最終年度になっています。第2次計画での今年度末までの生活排水処理率の目標と現状はどうなっているのか。また、第3次計画の策定予定についてお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 平成27年3月に改定しました、第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画では、令和2年度における生活排水処理率の目標を83%と定めておりますが、直近の平成30年度末の生活排水処理率は、80.6%となっております。

また、第3次計画につきましては、令和3年度からの10年間の計画として、今年度策定することといたしております。

○横田照夫議員 昨年6月に「改正浄化槽法」が公布され、今年の4月1日から施行されました。今回の法改正の趣旨についてお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 改正浄化槽法の趣旨につきましては、大きく2つありまして、1つは、現在、全国に約381万基あります環境負荷の高い単独処理浄化槽から、合併処理浄化槽への転換の促進であります。

もう1つは、浄化槽管理者に義務づけられております、水質に関する定期検査、いわゆる11

条検査の受検率が、全国平均で43.1%と低い水準にありますことから、受検率の水準を引き上げるなどの維持管理の強化を図ることです。

○横田照夫議員 今回の改正法で改正された内容について、幾つか質問をします。

浄化槽は、し尿のみを処理し、台所や洗濯、風呂などの生活雑排水は処理しない「単独処理浄化槽」と、し尿・生活雑排水の両方を処理し、下水道と同等の処理性能を有する「合併処理浄化槽」に分けられます。このうち、単独処理浄化槽の汚濁負荷は、合併処理浄化槽と比べて約8倍あり、河川汚濁の原因になることから、現在はその新設は禁止されていますが、既存の単独処理浄化槽が数多く残存している状況にあります。

そのうち、特に今回、既存の単独処理浄化槽で、水質に関わる検査の結果やその他の情報から判断して、そのまま放置すれば、生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生じるおそれがあると認められるものを「特定既存単独処理浄化槽」と定義づけられ、都道府県知事が、除却その他必要な措置を取るよう助言または指導することができるようになりました。

まず、特定既存単独処理浄化槽は、現在県内にどれくらい存在するのか。また、都道府県知事が、除却その他必要な措置を取るよう助言または指導することができるようになったし、相当の期限を定めて勧告・命令等を行うことも可能になりましたが、県としてどのように取り組んでいくのかをお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 特定既存単独処理浄化槽につきましては、その措置に関する指針が、この3月に国から示されたところであり

現時点では、この指針に示された基準に該当するものはございませんが、今後、市町村や関係団体からの情報収集などに努めてまいりたいと考えております。

また、特定既存単独処理浄化槽に対する指導、勧告等につきましては、措置に関する指針を踏まえまして、まずは、浄化槽管理者自らの意思による改善を促すことから始め、助言・指導を繰り返し行い、それでもなお改善されない場合には、勧告・命令の措置を取ることになります。

○横田照夫議員 次に、浄化槽台帳について伺います。

今回の改正法では、浄化槽設置に関する情報や維持管理の実施状況について正確に把握を行うことで、単独処理浄化槽の転換も含めた浄化槽整備、定期検査の受検の指導等を行うことができるようになるなどの理由で、都道府県知事・保健所設置市長に対し、浄化槽に関する台帳の作成及び保管を義務化しました。本県の浄化槽台帳の整備状況並びに利用状況について教えてください。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県では、全国に先駆けまして、平成28年度に、インターネット上で関係機関が情報を共有できる台帳を整備しておりますが、今回の法改正において、保守点検の実施日や、11条検査の不適合事項などの記載事項が追加されましたので、できるだけ早く改修を行ってまいりたいと考えております。

整備した台帳につきましては、県では、11条検査未受検者への受検啓発や、清掃の実施などの維持管理状況の確認等に、そしてまた、インターネット上で台帳の共有をさせていただいております9つの市町村では、設置経費を補助した浄化槽に関する11条検査の受検指導などに利用

しております。

○横田照夫議員 今回の法改正で、地方公共団体が、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための「協議会」を組織することができるようになりました。浄化槽設置から保守、清掃、法定検査、全ての関係者で構成する「協議会」で、浄化槽における汚水の適正な処理促進が図られると思いますが、協議会設置の必要性を県はどのように考えているのか、また設置する場合、その規模は保健所単位か市町村単位かをお聞きします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 御質問の協議会につきましては、県として、必要なものであると考えておりますが、既に本県には、浄化槽の普及促進や、浄化槽の維持管理等の適正化を図ることなどを目的として、県、市町村、関係団体で構成された「宮崎県浄化槽普及促進協議会」が組織されております。

この普及促進協議会は、御質問の協議会の目的や構成に沿ったものでありますことから、まずは、普及促進協議会の事務局である宮崎市と、その規模も含めまして協議してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 県は毎年、9,000万円余の予算を確保しているにもかかわらず、市町村の補助の執行残という理由で、令和元年度2月補正で2,900万円余、平成30年度で1,800万円余のマイナス補正をしています。県としては、より一層の生活排水対策の推進を図るためにも、市町村が浄化槽の設置転換等にもっと積極的に取り組めるよう、補助の在り方を見直すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 県ではこれまでも、環境負荷の低い環境配慮型の浄化槽設置に関する補助や、設置転換に伴い単独処理浄化

槽の撤去を行う場合の補助を行うなど、制度の充実を図ってきておりますが、今年度からは、市町村などからの要望を受けまして、宅内配管工事費に係る補助を追加したことで、昨年度よりも補助金の要望額が増えたところであります。

今後とも、市町村等の意見も十分に伺いながら、より取り組みやすい補助制度となるよう努めてまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 7条検査の結果、不適正となった事案が毎年一定数報告されており、この中には、浄化槽設備士による実地での適正な監督や工事の技術上の基準を遵守していないと思われる事例などもあったとして、平成30年3月に、国交省、環境省から各都道府県宛てに、「浄化槽設置工事に関する指導等の強化について」という通知がなされました。

そこで、浄化槽法7条に定める検査の結果、浄化槽工事の技術上の基準により不適正と判断された浄化槽の基数と改善結果について教えてください。

また、隣県等では「浄化槽設置工事マニュアル」が作成され、工事業者はそのマニュアルに沿って工事を行っているそうです。そこで、本県における浄化槽設置工事マニュアルの必要性についてお伺いします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 令和元年度におきまして、浄化槽設置後の最初の検査であります7条検査を受けました県監督の2,371基の浄化槽のうち、工事の技術上の基準により不適正と判定された基数は28基となっており、そのうち7基については改善が図られております。

また、御質問の浄化槽設置工事マニュアルにつきましては、浄化槽工事を適正に行う上で有効であると考えておりますので、マニュアル作

成に向けて、今後、関係部局、市町村、関係団体と協議してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 浄化槽政策についての一連の質問をさせていただきました。昔、「かぐや姫」というフォークグループが歌った「神田川」という歌が流行しましたが、その当時の神田川は、どぶ川の代名詞のような川でした。でも、その後、排水の浄化が進み、今ではアユなども生息する川によみがえりました。生活排水をしっかりと処理することが周辺の水環境を守ることに繋がりますので、今後の取組に期待をさせていただきます。

次に、根井三郎氏の顕彰について知事にお伺いします。

昨年6月議会で、宮崎市出身で第2次世界大戦中にウラジオストクの総領事代理をしていた外交官、根井三郎氏の顕彰について質問をしました。

根井三郎氏は、大戦中にナチス・ドイツの迫害を受けた多くのユダヤ人を、映画にもなった杉原千畝氏とともに「命のバトンリレー」をして救済した人です。

宮崎県民の誇りでもある根井三郎氏を何らかの形で顕彰できないかという私の質問に対しまして、知事は、「今後、県民の間で広く語り継いでいくためにも、資料や情報の収集・調査がさらに進み、根井三郎氏の功績や生涯など、その人物像が史実に基づいて明らかになっていくことを期待したい。今後、それらを踏まえて、根井三郎氏に関する講演会の開催など、顕彰について検討していきたい」と答弁をされました。

実は、先日、根井三郎氏が発給したビザがアメリカで発見されました。そのビザには、手書きで「敦賀 横浜経由 アメリカ行」と書いて

あり、根井氏の直筆署名と、当時彼が就いていたウラジオストク総領事代理の公印も押されています。フリーライターの北出さんという方が、難民名簿を調査している中で存在を発見し、アメリカ在住の家族からその画像データを送ってもらい、確認したということです。

このビザには「21号」と書いてあるので、ほかにも残っているかもしれません。それを探すとともに、発見されたビザを何とか入手して、大事に保管・展示できないものかと考えます。

教育委員会文化財課が、道路や施設を造る際に発掘調査をして、重要なものが発見されたら復元、保管、展示等をしますが、これは地元の歴史を県民に知らしめて誇りとしてもらうことにあると思います。今回のビザの発見も、根井氏の功績と史実を証明するもので、郷土史上非常に大事なもので、県民の誇りとなるものであり、まさに本県の文化財と言えるのではないのでしょうか。私としては、発見されたビザを入手して、県の重要文化財として指定し、大事に保管・展示することが、根井三郎氏の顕彰になると思っています。そこで、根井氏の顕彰について、知事の考えをお聞かせください。

○知事(河野俊嗣君) 根井三郎氏につきましては、私も4年前、佐土原総合文化センターでの講演会で初めてその業績を伺い、本県において、すばらしい仕事をされた先人がいらっしゃる、改めて感動したところであります。近年、その功績が徐々に明らかになっておりますが、業績を顕彰するに当たって、なかなか資料が残っていない。そこが大きな課題でありました。今回の発見は、ビザのないユダヤ系避難民に単独でビザを発給し、救済したという記録を裏づける非常に貴重なものでありまして、知事として大変誇らしく、また、うれしく思ってい

るところであります。

この発見は、広く県民の皆様が根井氏について知っていただく機会となったわけですが、これがきっかけとなって調査研究が多方面に広がり、新たな資料の発見につながるなど、その業績に一層光が当たっていくことを期待しているところでもあります。

現在、宮崎市や地元顕彰会、大学等におきまして、根井氏の功績や人物像の調査研究などの取組が進められているところでありまして、県といたしましても、根井氏の顕彰、また御提言のありましたビザの入手などにつきまして、宮崎市等と十分に連携を図りながら、検討してまいりたいと考えております。

○横田照夫議員 ビザを大事に持っておられたアメリカの御家族にとって、今の自分たちがいるのはこのビザのおかげという思いを持っておられ、手放したくないという気持ちでおられるかもしれません。でも、「歴史を証明する貴重な資料として「公としての宮崎県」が未来永劫大事に守っていくので、何とか譲っていただけないでしょうか」と、強い思いでお願いをしてみてもはどうでしょうか。

地元顕彰会は、現在外務省におられる野口元警察本部長にお願いをされて、外務省の資料を見せてもらい、「命のバトンリレー」の存在が分かり、それを東京新聞が取り上げてくれて、中央に発信できたそうです。動かないと、前には進みません。

宮崎市と地元顕彰会は、宮崎市民プラザ・オルブライトホールで、来年2月にアメリカの御家族に来県していただいて講演をお願いし、併せて、ビザをお借りして展示をしたいとの考えで、今その交渉に入る準備をされているそうです。

実はうれしいことに、今日の宮日新聞の窓の欄に、福井県の人根井三郎氏に関する投稿が載っていて、(前略)「確固とした信念を貫き、全ての人を尊重する彼の姿勢に感動しています。根井三郎の資料展が、ぜひとも福井県でも開かれたらうれしい限りです」とありました。県には、そういうことも含めて、宮崎市や地元顕彰会と一緒に、根井三郎氏の功績や人物像の調査研究を積極的に進めていただきますよう、お願い申し上げます。

交通安全施設についての質問もお願いしておりましたが、時間の都合で、次の機会に回させていただきます。お許してください。

先日、「復活の日」という小説を読みました。「日本沈没」で有名な小松左京さんが、1964年、東京オリンピックが開催された年に発表されたものです。

東西冷戦下、イギリス陸軍細菌戦研究所で開発された猛毒の新型ウイルスがスパイによって持ち出され、小型飛行機で輸送中にアルプスで墜落し、そのウイルスが世界中に広まり、35億人の人類が全滅するというストーリーです。半世紀も前に書かれたものですが、パンデミックに陥っていく様子が実にリアルに描かれており、今回の新型コロナウイルス感染症を予言していたかのように思ってしまう。

この小説の中に、総理大臣が緊急事態宣言を出すかどうか判断するとき、「政治家として、時には手続を無視してでも緊急措置を取らなければならない時もある。それが妥当であったかどうか、そんなことは結果を見てからしか判断できない。その時の最良と思われる行為を選ぶより仕方がないんだ」という一文があります。

今回のコロナウイルスで、安倍首相が、全国

一斉の臨時休校を要請したことに対する批判に対して、「先手先手でやるべきだと判断した。最後は、政治が全責任を持って判断すべきものと考えた」と言われましたが、まさにそういうものだろうと思います。

河野知事も、どうすべきか判断を迷われることもあるだろうと思いますし、判断したことに対して批判されることもあるだろうと思いますが、知事の考えで最良と思われる方向を選んでいただき、決断されることを期待して、全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○丸山裕次郎議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時38分休憩

午後1時0分開議

○徳重忠夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) 財務省が6月1日に発表した、今年1月から3月期の法人企業統計(速報値)は、金融・保険業を除く全産業の経常利益が、前年同期比32%減の15兆1,360億円で、4四半期連続のマイナス。今期の下落率は、リーマンショック以来10年半ぶりの大きさと言われています。

4月から6月期の数字は、こんなものでは済まないと思います。GDPの落ち込みも、戦後最悪を更新することは確かでしょう。日本だけでなく世界中で同様のことが起きていますが、日本は、先進国の中でも唯一、デフレ状態から脱却できていない。その上、昨年秋の消費税増税とのダブルパンチ。第1波は収束の兆しが見

えてきたものの、この先、第2波、第3波の懸念もある。これまでのような、外資やインバウンドビジネスに頼り切った観光戦略では、じり貧は確実です。

いま一度、日本は内需国であるという原点に立ち返り、国内需要を活性化する政策に切り替えるしかないと思います。大規模な減税、大規模な公共インフラ投資等で個人消費を活発化させ、内需を掘り起こす。これまでの政策と真反対な政策を実行する以外に解決策があるとは思えません。

今回のコロナ対策では、県の経済対策や休業要請の遅れなど、河野知事のリーダーシップが見えないとの声を耳にします。東京や大阪など、自主財源にある程度余裕のある知事からは、勇ましい発言、自治体独自の充実した支援事業の展開が発表されています。しかし、本県は支援策を実行しようにも、国の財源に頼るところが大なわけです。第2波、第3波が来るともかもしれない。国の支援策を見極めなくてはならない。本県の財政を預かる知事としては、この危機をどう乗り越えるか、慎重にならざるを得ない。河野知事の判断は当然だろう、間違っていないと思います。

国の進めるこれまでの感染症対策が間違っていたことが、今回の混乱で露呈しています。

「伝染病予防法」から「感染症予防法」に改正された理由は、個人の人権に配慮し、原則隔離しないという理由だったと認識しています。2012年(平成24年)5月に制定された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」では、国、都道府県に対し、新型感染症の発生時の対応を事細かに定めておくよう規定していますが、PCR検査体制や、資機材備蓄の不足など、後手後手の状況です。特措法では、感染者

は一般病床での医療提供を前提としており、感染者の隔離は想定されていないと私は理解しています。しかし、今回、想定外の感染者全員の隔離です。

私は、感染症予防法、新型インフルエンザ等対策特措法の見直しが必要だと思います。

さらに、特措法に基づく緊急事態宣言は、強制力を伴わない自粛の「要請」という形で、不要不急の外出や施設の使用、店舗の営業を規制しましたが、あくまでも「要請」であり、国は補償の責務を負わず、国民は自己責任での対応を余儀なくされています。

特措法をめぐっては、休業要請に従わない事業所に対し罰則規定を設けるなどの規制強化も検討されているが、まずは自粛要請の実効性を上げるための補償措置の基準の明確化が急がれていると思います。

もう一つ、国と自治体の役割分担も整理する必要がありますと考えます。緊急事態宣言の下で、実際の運用・措置は知事が担っていますが、休業要請の対象などをめぐって、国と自治体との混乱も見られます。休業要請権限は、特措法に基づき知事に与えられているが、東京都が行おうとした休業要請の一部業種に国が待ったをかけ、小池知事が、「社長だと思っていたら、天の声がいろいろ聞こえてきて、中間管理職になったようだった」と、名言を残しています。

今回の国の対応の遅さから、全国知事会では権限の強化と財源の手当てを求める声が上がっていると報道されています。知事の所見を伺います。

以下、質問者席で行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

今回の新型コロナウイルス対策については、

新型インフルエンザ特措法が、平成25年の制定以来、初めて実際に運用されるということもありますし、同じ感染症と言っても、想定しておりました新型インフルエンザと、今回の新型コロナウイルス、また様々であろうかと考えております。こうしたことから、幾つかの課題があると考えております。

例えば、「必要な協力の要請」に関する知事の裁量権を拡大することのほか、休業要請に係る補償・支援について、その充実や特措法への位置づけ、さらには、国の財源措置に関することなどであります。

今後、第2波、第3波に備えて、早急に権限・財源を措置することが重要でありますので、引き続き、全国知事会等を通じて、国に対して要望してまいります。以上であります。[降壇]

○満行潤一議員 新聞報道や、西村議員への答弁によれば、本県独自の緊急事態基準、宣言を発令する基準を設定するとなっています。感染症の流行は、地域で大きく実情が違います。本来、その対策は、全国一律ではなく、地域の実情に応じてきめ細かく、また臨機応変に対応すべきで、都道府県知事が実行すべき事案です。本県独自の緊急事態基準・宣言とはどのようなものか、お伺いします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 新型コロナへの対応につきましては、感染拡大防止と社会経済活動の維持・再生の両立を図りつつも、さらなる感染拡大時には、社会経済活動を最大限抑制し、県民の命と健康を守る取組を徹底することが重要だと考えております。

このため、先日開催した新型コロナウイルス感染症対策協議会において、県独自の緊急事態宣言の仕組みを設ける方向性が示されました。

宣言を行うに当たっては、対策協議会の専門

家等の意見などをお伺いした上で、「直近1週間の新規感染者、または感染経路不明の例の急増」「入院病床稼働率の逼迫」「クラスターの続発」などを踏まえ、知事が本部長である県対策本部において、総合的に判断することを想定しております。

○満行潤一議員 知事給与削減が相次いでいます。しかし、静岡県の川勝知事は、「消費マインドを冷やすことをしてはならない」と、削減するよりも消費に回すべきだと発言されています。私は同感ですが、知事はどうお考えでしょうか。

○知事（河野俊嗣君） 各県知事における給与削減につきましては、財源の確保ですとか、傷みを分かち合うという様々な理由によって行われておりまして、一定のお考えということですが敬意を持って受け止めているところであり、一切、否定や批判をするところではありませんが、私としましては、一定のルールで定められた報酬を頂く中で、精いっぱい自らの職責を果たしていくことが本筋であろうと考えているところでもあります。

その上で、消費について御指摘いただいたところではありますが、現在の疲弊した本県経済を直視したときに、給与削減といった消費マインドを引き下げかねない選択をするよりは、地産地消を盛り上げていく応援消費を進めていくこと、これが大変重要であるというふうに考えております。

現在、「ジモ・ミヤ・ラブ」をキャッチフレーズとしまして、県民の皆様に応援消費を呼びかけ、私自らも、様々な県産品を買って、親戚一同に送るなどしておりますし、市町村長と地元飲食店で会食を行いながら意見交換を行う、地域経済懇談会などを実施してきたところ

であります。

また今議会には、プレミアム付商品券の発行や県民等を対象とした旅行商品の開発などの支援もお願いしているところでありまして、引き続き、県議会をはじめ、県民の皆様にも御協力いただきながら、積極的にこの応援消費というものを広く展開してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、医療の疲弊対策について伺います。

新型コロナウイルスが世界的に猛威を振るい、日本でも盛んに「医療崩壊」という言葉が使われています。今回の医療崩壊は、長年続いってきた国の医療費抑制策にも大きな要因があります。この政策のため、欧米と比べ一般病床が多過ぎることが医療費の増大の原因であるとされ、国は、自治体病院の統廃合や医療機関一般病床を減らすよう強く求めています。

しかし、不幸中の幸い、一般病床の削減は、どの地域でも国の思惑どおりには進んでいません。新型コロナの患者の多くは、一般病床に入院して治療を受けていますが、国の求めるような削減が進んでいたら、欧米のような感染者数、死亡者数になっていた可能性大です。今回の医療崩壊はさらにひどいものになっていたはずです。

日本の病床数は1,000人当たり13床。世界最大の感染者を出しているアメリカは3床。病床数を、ただ医療費がかさむからといって削減するのではなく、こうした非常事態が起こった場合の安全策として、余裕を持って保有しておかないといけないということが明白になりました。経済効率だけをうたい、危機管理をおろそかにした国策の誤りです。

伝染病予防法が感染症予防法に改正される前

までは、伝染病隔離病舎は全国で9,700床余りだったものが、法改正により、感染症患者も一般病床で対応するように改正がなされ、直近の統計では、感染症病床数が1,758床、18%にまで激減しています。結核病床も11%まで激減。全国の一般病床数は、この25年間で30万床も削減されています。地域の中核病院であり、公衆衛生の拠点である自治体病院も、国の強い指導によって統廃合が進んでおり、施設数も病床数も年々減少しています。

1998年の法改正当時の本県の伝染病隔離病舎の二次医療圏、病床数などはどうだったのか、福祉保健部長をお願いします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 1998年10月1日現在の伝染病病床数につきましては、延岡西臼杵が40床、日向入郷が0床、宮崎東諸県が20床、西都児湯が16床、日南串間が40床、都城北諸県が20床、西諸が23床であり、合計159床となっております。

○満行潤一議員 各地域にそれぞれあって、合計159床あったわけで、これに廃止された結核病床も入れたら、相当な数になるはずですよ。

現在、指定医療機関の感染症病室は、宮崎病院以外は4床、4室ですね。一般病棟の一角にあります。当時の伝染病隔離病舎・病棟は、別棟に設置してありました。人権に配慮し、隔離しない政策に変更したはずなのに、今回の新型コロナは突然、指定感染症に指定され、原則隔離されることになりました。

県内の感染症指定医療機関の合計31床に協力医療機関を加えて、5月末時点で204床を確保、目標は231床。軽症者用宿泊施設200室を確保されていますが、病床確保には相当な苦勞と時間がかかります。

県医師会が知事、議長に要請に来られ、感染

症専門病院の設置を要望されたようです。「ポストコロナ」感染症専門病棟の確保は、重要な視点だと思います。次の流行に備え、今、医療機関への患者受入れ態勢を再構築するときです。しっかりとしたトリアージを国、自治体で実施しなければ、医療現場の混乱は収まりません。

県内でも各地の119番、救急車要請があるものの、発熱がある急患を受け入れる医療機関がなく、救急車が立ち往生している状況にあります。受入れ側の医療機関には、院内感染、風評被害、防護服等の資材不足、一般診療の停止リスクなど、病院経営圧迫の心配があります。

感染症流行時、行政の強いリーダーシップによる患者振り分け、医療機関受入れ後の財政支援などの確な支援がなければ、救急医療、地域医療は崩壊することが、今回実証されました。特に、流行時の重症患者受入れ態勢をどう維持していくのかが大きな課題となっています。部長の見解をお聞きます。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 人工呼吸器を使用する重症の患者を受け入れる体制につきましては、県内を県央及び県南エリア、県西エリア、県北エリアの3つのエリアに分けて、感染症指定医療機関で21床確保しております。

県央及び県南エリアは、県立宮崎病院と宮崎大学医学部附属病院、県立日南病院、県西エリアは、都城市郡医師会病院、県北エリアは、県立延岡病院で受け入れることとしております。

また、超重症者の患者の受入れについては、県全域を対象に、宮崎大学医学部附属病院を中心として対応することとしております。

○満行潤一議員 「新しい生活様式」という言葉が出てきていますが、私には違和感があります。本来、感染症予防にはどれも配慮しなきゃ

ならない必要な対応です。今期の季節性インフルエンザの流行も、あまり聞きませんでした。そういう意味では、「新しい生活様式」ではなく「正しい生活様式」が順当な呼称だと私は思います。

「手を洗おう」県民運動を提案したい。これを県として頑張ってもらいたいという思いで質問させていただきます。

私が小学生の頃は、昼休み時間は「手を洗おう」の啓発音楽が校内に流れていました。公衆衛生の基本の基である手洗いの啓発が、ふだんから学校、事業所を巻き込んでの展開が望まれます。

本県の感染症予防啓発でも、手洗い、マスク着用の啓発パンフなど、作成いただいているのですが、マスク着用だけが目立っています。隣の熊本県では、「くまモン」が啓発に一役買っているようです。県が主導して、県民に広く「手を洗おう」運動を提唱してほしいと考えますが、部長いかがでしょうか。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 議員御指摘のとおり、手洗いは感染症対策の基本であります。

手洗いの大切さや正しい方法につきましては、県庁ホームページに掲載するとともに、新聞やテレビCMの放映などで普及啓発を行っているところであります。

今後とも、県民一人一人が正しい手洗いについての理解を深め、感染症予防策に取り組んでいただけるよう、市町村や関係団体と連携し、様々な機会を通じて周知に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 確かに「手を洗おう」とか啓発はありましたが、立ち上がりでも相当時間がかかって、大分流行してからの啓発だったと思

います。年中というか、ふだんから手を洗おう、正しい生活様式の普及を、ぜひふだんから行っていただきたい。それが公衆衛生の原点だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、5月補正予算で措置した、飲食店等「新しい生活様式」対応支援事業について伺います。

補助額上限5万円、総額2億円の事業ですが、消毒液やキャッシュレス機器、換気設備などの導入支援の事業です。しかし、社交飲食業生活衛生同業組合の役員をしている経営者が、この制度を知らなかったわけで、驚きました。周知方法と申請状況等についてお伺ひいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） この事業では、県民が安心して県内の飲食店を利用できますよう、飲食事業者がガイドラインを実践するために必要な換気設備の導入や消毒液の購入など、感染対策への取組を支援することとしております。

事業の実施に当たりましては、商工会議所や商工会に対する説明会を開催いたしましたほか、市町村や飲食業生活衛生同業組合等に対し情報を提供するなど、周知に努めたところでありまして、6月15日現在の申請件数は約400件となっております。

地域経済を活性化していくためには、飲食店の感染防止対策を促進し、消費の喚起を図っていくことが重要となりますことから、引き続き、事業者の意識向上や実践を促す取組と一体となって、さらなる事業の周知を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 総合政策部が担当というのも違和感があるんですけど、400件という数字にも

非常に残念な……。予算でいくと4,000件ぐらいのはずですから、1割ぐらいの申請実績ということですので、もっと啓発が必要じゃないかと思っておりますので、引き続き頑張っていたきたいと思っております。

次に行きます。国は5月29日に、防災基本計画の修正を行っています。避難所の過密を抑えるなどの「感染症の観点」を追加しています。本来、感染症拡大のリスクの高い避難所の対応は、運営する上で重要な視点です。避難所の備蓄物資にマスク、消毒液などを追加しています。本県の地域防災計画修正など、対応状況についてお伺いいたします。

○危機管理統括監（藪田 亨君） 国の防災基本計画の修正を受けまして、まず、県の地域防災計画への反映が必要になると考えております。

しかしながら、出水期を迎え、風水害の発生が懸念される中、避難所における新型コロナウイルス感染症対策は喫緊の課題でありますことから、県では、地域防災計画の修正に先行しまして、先般、避難所運営のためのガイドラインを作成したところでございます。

現在、市町村に対して、このガイドライン等を参考に、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営を促すとともに、県民の皆様には、避難所における感染症対策や多様な避難の在り方などの周知に努めているところでございます。なお、県地域防災計画につきましては、本年度末までに県防災会議を開催し、修正を行いたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、テレワークについて伺います。

新型コロナウイルスで急速に広まったテレワークですが、今後、多くの企業で定着してい

くものと思われます。ネットワーク環境が整備された日本では、技術的には特段難しいわけはありません。民間企業で広がるテレワークですが、役所はちょっと状況が違うと思います。個人情報保護の観点も重要です。テレビ会議システムを活用した遠隔地との会議、本庁と出先機関、県庁と市町村などの利用が考えられます。県庁の現状はどうか、現状と今後について、部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 県では、業務の効率化を図りますため、平成23年度に、本庁と県内7か所の総合庁舎等を結ぶテレビ会議システムを導入しております。その後、平成30年度に、各所属のパソコンでテレビ会議ができるよう、システムの改善を図ったところであります。

このような中、今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大リスクに対応しながら、各市町村とのより緊密な連携を図りますため、県と市町村の間でもこのシステムが利用できますよう、7月からの稼働に向けて準備を進めているところであります。

県といたしましては、今後、このシステムを積極的に活用することによって、危機管理体制の強化や働き方改革の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 公共交通機関についてお尋ねします。

入国制限や航空路線の休止などから外国人旅行者が激減しているほか、外出の自粛等により、国内観光客についても、キャンセルや新規予約が入らない状況にあります。売上げのめどが立たない状況で、資金繰りも急激に悪化している企業も多いと思います。

6月補正に「公共交通利用促進事業」1,665万

円が計上されています。事業の目的はよく分かりますが、事業予算が少な過ぎるのではないかと感じます。路線バスや高速バス、鉄道、航空機などにおいて、県内外における人の移動が抑制されたことで、大幅な利用者の減や減便・運休が発生しています。乗客の回復の見通しが不透明な中で、経営に大きな影響が出ています。この事業予算で、コロナで減少した利用者の回復につながるのか疑問です。

JR九州の赤字路線も公表され、厳しい現実を見詰めつつ、沿線自治体は「利用促進を図る」。そう思わざるを得ません。路線バスもカーフェリーも、通常でも厳しい経営を迫られているのに、このコロナ騒動で、惨たんたる実績です。交通機関の利用者が大きく減少する中、利用客回復に向け、予算額も大幅に増額した抜本的な事業展開を希望しております。部長、いかがでしょうか。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 新型コロナウイルス感染症の拡大によって減少した交通需要を回復させるためには、安心して利用していただける措置を適切に講じた上で、感染状況の変化に応じた移動自粛の緩和に合わせ、需要回復対策に取り組んでいく必要があると考えております。

このため、まずは今議会におきまして、県内での移動を中心とした路線バスや、通常運航を継続している長距離フェリーの利用促進に資する事業をお願いしておりますほか、各交通事業者が取り組む感染症拡大防止対策に対する支援につきましても、取組を進めてまいりたいと考えております。

今後、県をまたぐ移動の本格化や航空路線の回復といった状況を踏まえ、交通需要の拡大を図ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 飛行機をお尋ねします。

宮崎空港の航空機利用者数は、前年同期の91.7%減と伺っています。壊滅的状况にあると思います。現在、宮崎空港に開設されている国内外の航空路線が守れるのか、非常に心配です。どのような対策を行うのか、再度、部長にお伺いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 航空業界では、新型コロナウイルス感染症の影響による航空会社の経営悪化が問題となっておりまして、国において、資金調達等の支援が行われると伺っております。

本県の航空路線も、甚大な影響を受けておりますが、大都市から遠距離にある本県にとって、航空路線は欠くことのできない交通基盤であり、しっかりと守っていく必要があります。

このため県では、空港にセルフ体温計を設置することにより水際対策を強化するとともに、先月末から、航空各社に収束の段階に応じた復便を求める要望活動を開始したところであります。

また今後は、関係機関との連携の下、Go Toキャンペーン等と連動した利用促進にも積極的に取り組むことで、早期の航空路線の回復に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、感染症の影響、対策について、それぞれお尋ねします。

今回のコロナ禍でも流行がなかった本県、やはり陸の孤島だということが実証されたようなものです。

「観光立県宮崎」、九州最下位からの脱却を訴えてきましたが、昨年実績に回復するまでは、長い道のりを覚悟しなければいけません。宮崎を売り出すための戦略は、宮崎の強みでもあり弱みでもある、よくも悪くも、年中気候の

よい陸の孤島を生かす差別化の視点が肝要ではないでしょうか。

宮崎国際音楽祭中止、全日本ホルスタイン共進会開催中止決定、各種大会や地域の夏祭りなどの中止が続きます。補正予算の事業説明にある、「ひなたのチカラ」プロモーションや神楽を活用した部分が目に留まりました。宮崎オリジナルの魅力発信は重要です。

宮崎の神楽は、9系統200を超える地域で1000年の歴史を持ちます。地域の大切な宝物と考えます。この時期だからこそ、県庁の強いメッセージを発することが、疲弊した観光業界に希望を与えます。

秘境（高千穂）神楽、神社仏閣、武道具、大弓、木刀、温泉、武道ツーリズムなど、県内各地に存在する多くの宝を活用した観光振興策をどのように展開していくのか、お伺いします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 国内外から選ばれる「観光みやぎき」の核となりますのは、宮崎らしい、宮崎でしか味わうことができない感動や体験であると考えております。そして、議員からただいま例示もありましたように、神楽や神話、そして大弓、木刀など、まさにこういったものは地域の宝であると考えております。

現在、県観光振興計画におきましては、「みやぎきの強みを生かした誘客の促進」を掲げ、おいしく新鮮な食や豊かな自然などとともに、こうした地域の宝を生かしながら、市町村等と連携し、本県ならではの魅力ある観光地づくりを進めているところでございます。

新型コロナウイルスによりまして、当面、国内外からの大規模な誘客が見込めない状況でありますけれども、県民が地域の魅力を再発見できる県内旅行の商品開発、応援消費を積極的に

促進し、観光みやぎきの再始動につなげてまいります。

○満行潤一議員 県産材を使った「新しい生活様式」推進事業、事業費7,500万円が計上されています。林業の分野でも、4月の原木価格が9,000円まで下落するなどの影響が出ています。木材需要の落ち込みが、価格下落の一因と推測されます。新型コロナウイルス感染症の影響を克服するためには、木材利用を促進する需要対策が必要と考えます。県の取組について、部長にお尋ねします。

○環境森林部長（佐野詔藏君） 議員御指摘のとおり、木材につきましては、住宅着工戸数の減少などによりまして、需要の落ち込み、そしてまた、その長期化が大変懸念されております。

このため県では、今議会におきまして、県民の消費マインドを喚起するためのテレビ番組の放映や、県民参加の木づかいコンテストなどのキャンペーンを集中的に実施する事業と、飲食店などの民間施設を対象に、3密の回避に配慮した店舗の木質化や、飛沫を防止する木製パーティションの設置など、木材を活用した新しい生活様式への移行を支援する事業につきまして、関連予算をお願いしているところであります。

県としましては、既存事業等に加えまして、このような取組を実施することにより、県産材需要の早期回復を図りますとともに、感染拡大の防止にもつなげてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、特別定額給付金の給付状況について伺います。

都城市は申請世帯の97%ぐらいに給付したと報道されています。都城市は別格なのでしょう

が、特別定額給付金の県内給付の進捗状況はどのような状況か、お伺いいたします。

○総務部長（吉村久人君） 特別定額給付金の給付は、県内の早いところでは5月1日から、5月下旬には全ての市町村において開始されております。

国の調査によりますと、全国の給付状況は、大都市を中心に給付の遅れが見られる傾向にあり、6月12日時点の給付済世帯の割合は43.7%となっております。

本県におきましては、約8割の市町村で90%を超えているところであり、県全体で、全国状況を上回る55.4%となっております。おおむね順調に給付が進んでいるものと考えております。

○満行潤一議員 国の重要統計の中止や調査方法の変更が続いています。国民生活基礎調査が中止されました。統計調査は、国や自治体の政策上の大事な基礎データになります。2020年は、10年に一度の国勢調査、大規模調査の年です。例年、厳しい調査員確保が、今回はコロナ感染で特に厳しい状況とも聞きます。現時点での取組状況について、御答弁をお願いします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） 国勢調査は、国の最も基本的で重要な統計調査として、地方交付税の算定や様々な行政施策の基礎資料に活用されるなど、社会の発展を支える情報基盤としての役割を担っております。

このため国では、令和2年国勢調査につきまして、延期等を行わず、地域の実情に応じて、国勢調査員と世帯の方ができる限り直接対面しない形での調査票の配布や、インターネット回答と郵送での調査票回収を一層推進するなど、新型コロナウイルスの感染防止に配慮しながら実施することとしております。

県といたしましては、今後とも国や市町村と連携し、安全・安心を確保しながら、国勢調査の確実な実施に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、職員の特殊勤務手当の支給について伺います。

感染症患者に対応される医療従事者やウイルス検査に当たる技術職等、大変な御苦勞だと思っております。新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当の支給状況について、お伺いします。

○総務部長（吉村久人君） 感染症に係る本県の特殊勤務手当としましては、「感染症予防等手当」がありますが、その対象となる感染症は、国と同様、結核やSARS、鳥インフルエンザなどとなっております。現時点では、新型コロナウイルスは対象外となっております。

国におきましては、先般、新型コロナウイルスの感染が発生した船舶等における業務について、新たに特殊勤務手当の特例措置が設けられたところであります。なお、国の第2次補正予算において、新型コロナウイルスの感染患者に対応する医療従事者等に、慰労金の支給がなされることが決定したところであります。

県としましては、このような状況を踏まえ、新型コロナウイルスに係る業務の特殊性に応じた職員の処遇について、現在検討しているところであります。

○満行潤一議員 支給されていないというのを聞いてびっくりしましたが、慰労金の支給等もあるので、そこでまたお考えになると思っておりますが、ぜひ、頑張っている職員の皆さんに、それなりの配慮をいただきたいと思っております。

子供の虐待についてお伺いします。

外出自粛で子供と自宅にいる時間が長くなり、いらいらが募り子供に手を上げるとの報道

もあります。自粛要請により児童虐待が増えてきているのか、児童相談所の実態はどのような状況か、お伺いいたします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 学校休業が開始された、今年3月から4月までの児童相談所における児童虐待相談対応件数につきましては、速報値ではありますが、285件となっており、前年同期間の258件と比べ、27件、10.5%増加しております。近年の対応件数の高い伸び率を勘案すると、新型コロナの直接の影響によるものかは、現時点では判断がつかい兼ねますが、休校が続き子供と長時間過ごすことで、子育てに不安やストレスを抱える保護者からの相談が寄せられたところでもあります。

県としましては、引き続き市町村や学校、警察などの関係機関と連携を図り、地域における子供の見守りや子育て家庭への相談・支援体制の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、学校現場の対応について、教育長に何問もお伺いします。

まず、大学受験についてです。大学入学共通テストの試験方法でも、国語、数学の記述式導入や英語の民間試験活用など、今年の受験生は大変混乱しています。コロナ禍によって、自宅での課題学習やオンライン学習を実施している地域があったりと、学習格差が生じていると懸念の声が上がっています。全国の高等学校校長で組織する団体からも、1か月繰り下げよう要望もあるようです。入試日程の繰り下げもあるのか、国の動きについて教育長にお尋ねします。

○教育長（日隈俊郎君） 全国的な臨時休業の影響で、地域や高校によって学習の進捗状況に差が生じておりまして、大学入試における公平

性の確保が懸念されております。

このため文部科学省は、大学入試の日程や出題範囲等について、高校・大学関係者と協議を進めておられまして、6月中に公表される予定とお聞きしておりますが、入試日程の大枠については、早ければ明日にでも公表されるのではないかと報道されているところであります。

また、部活動の大会や資格検定試験等が中止や延期となっていることを踏まえまして、秋から出願が始まります大学の推薦入試等において、受験する生徒のこれまでの取組や志望大学への意欲等について、多面的・総合的に評価することを各大学に求めているところであります。

○満行潤一議員 次に、教員の働き方改革、給特法の改正について伺います。

給特法によって教員の超過勤務手当は支給しなくてよいことになっています。臨時、または緊急にやむを得ない必要があるとき、「超勤4項目」だけが、正規の勤務時間を超える命令が可能となっていますが、実際はあらゆる理由での時間外勤務が常態化し、過剰労働となっている実態があります。

学校における業務の役割分担については、「学校以外が担うべき業務」「必ずしも教師が担う必要がない業務」「教師の業務だが、負担軽減が可能な業務」の3つの仕分が文科省から示されていますが、この仕分がなおざりになってはいないのか。真に必要な時間外勤務とそれ以外の仕分をしっかりとやらないと、時間外勤務の削減にはつながらないと考えます。教員が担っている業務の役割分担について、現状と今後の取組についてお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 本県の現状につきましては、平成30年度に実施しました教職員勤務

実態調査から、本来、家庭や地域で行うべき教育内容が学校に求められており、それぞれの役割が曖昧になっているという課題が明らかになりました。

県教育委員会としましては、このような状況を踏まえまして、学校、保護者及び地域に向けて、家庭・地域との連携と役割分担の明確化等に重点的に取り組むよう具体例を示しながら、昨年度、メッセージとして周知したところがあります。

今後、学校の業務の役割分担について、市町村やPTAなどの関係機関と意見交換を行いながら、今年度、中間見直しを行う予定であります。「学校における働き方改革推進プラン」に反映させてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 しっかりとした対応をお願いします。

慢性的な業務過重改善には、専科教員の増員など、教職員増が欠かせないと思います。引き続き、県教委には増員を図っていただくよう要望しておきます。

また、小学校専科の授業を地域で行う遠隔学習（ネット授業）の導入が教員の負担軽減に有効だと思います。教育長の見解をお伺いします。

○教育長（日隈俊郎君） 小学校教員の負担軽減を図るためには、お話にありました、専科教員の配置をすることは大変有効でありまして、本年度から国の加配を活用しまして、県内小学校の高学年を対象に、一部教科担任制をモデル的に実施し、効果検証を行っているところであります。

また、専科教員による遠隔学習につきましては、専門的で質の高い授業を受けることができるといったメリットもございます。一方、小学

校低学年児童の学習の進め方や、その理解度の確認など、課題もありますので、今後研究を進めていきたいと考えております。

県教育委員会といたしましては、専科教員を含む教員定数の改善について、引き続き国に強く要望を行っていくとともに、教員の負担軽減のための指導体制の工夫、改善に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、学校教育のICT環境整備についてであります。

デジタルディバイド（情報格差）が、地域間、集団間、個人間、都市部との格差がどんどん広がっています。せめて学校教育では格差を生んでほしくありません。IoT（モノのインターネット）、もうじきIPv6に全面移行する。それに対応するための「GIGAスクール構想」でもあると思います。県立高校では、インターネット環境整備により、情報端末を当面3人に1台整備との目標です。

国は、義務教育の児童生徒には1人1台の学習用情報端末と高速ネットワーク環境の整備を、5年間という計画でしたが、前倒しして進めようとしています。

しかしながら、機器を整備しても、3年から4年後には更新の時期が来ます。財政力の豊かな都市部の学校では、既に整備済みのところもあると聞きます。本県も他県に遅れることなく、整備を急いでいただきたいと思います。

今後の公立小中学校のICT環境整備について、教育長に伺います。

○教育長（日隈俊郎君） 議員のお話にありましてとおり、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、国は、義務教育段階で1人1台の端末整備に向けた補助について、当初は令和5年度で完了する予定であったものを、前倒しし

て実施するなど、学校のICT環境整備を加速化しております。

その結果、本県の公立小中学校におきましては、本年度中に全児童生徒数の約85%の端末が整備予定となっております。残りの端末につきましても、令和4年度までに整備される見込みであります。

また、校内通信ネットワークの整備につきましては、本年度中に県内23の自治体が整備を完了し、残りの3自治体につきましても、校舎新築などの実情に応じて整備を進めていく予定となっております。

○満行潤一議員 「宮崎情報ハイウェイ21」というのがあります。行政の情報化により県民サービスの向上を図るとともに、都市と地方の情報格差の是正や学術・教育等の公共社会サービスの推進を図ることを目的にされた高速ネットワークですが、直営で光回線を県内に引いたり、公共事業の様相もありました。平成14年度（2002年度）にスタートし、平成24年度にリニューアルし、今回、行政基盤に特化するという計画変更で、今年9月でこのMJH21が運用終了とのことでした。

しかし、いまだ山間部の小中学校には高速通信回線（光ファイバー）が確保できていないところもあります。地域格差のない教育環境の整備は重要です。学校からインターネット環境に接続する外部回線の整備について、市町村へ働きかけてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（日隈俊郎君） 学校における校内ネットワークや端末の整備が進んだ場合、ICTを快適に活用するためには、インターネットに接続する外部回線の容量が、使用するデータ量や、通信速度に対応していることが必要とな

ります。

そのため、県教育委員会といたしましては、県内市町村教育委員会に対し、各市町村の状況に応じた通信環境の整備・改善を情報部局と連携して行うよう、積極的に働きかけているところであります。

さらに、外部回線を含めたICT環境の整備を円滑に推進できるよう、専門家の派遣や情報提供等を行うこととしております。

○満行潤一議員 土木や工業、商業など、職業系高校の生徒が受験する国家資格試験などが、新型コロナウイルスの影響によって中止や延期になっていると聞きます。現状はどうなのでしょう。また、今後の対応についてお伺いいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 職業系高校の生徒が受験します国家資格試験には様々なものがありますが、例えば情報処理技術者試験のように、年に複数回実施される試験の中には、既に1回目が中止となっているものもあります。また、年に1回だけ実施されます測量士・測量士補試験のように、試験が延期となっているものもあります。

資格は、生徒の将来にとって重要でありますので、今後の国家資格試験に向けましては、各学校で生徒の状況を見極めながら、放課後等を活用した補習を行ったり、生徒それぞれに応じた適切な課題を与えたりするなどして、これまで以上に丁寧な指導を行いまして、生徒が資格を確実に取得できるよう支援してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 学校の先生は一生懸命御指導いただいているわけですが、補習時間も、夏休みが短くなったりいろいろと制約があるんでしょうが、一生の資格だと。就職にも進

学にも非常に有効な資格がたくさんあると思いますから、今後とも御支援よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、来春新卒者の求人状況はどうなんでしょうか。企業の新規採用意欲は減退していると思わなければなりません。県内の有効求人倍率が4月は1.20倍と、前月比0.08ポイント減。過去2番目の下げ幅と発表されています。

また、6月1日から求人票受付が始まりましたが、十分な就職準備期間が確保できないことなどから、企業による採用選考の開始も延期されています。例年、県内企業の求人票提出が遅いとの指摘もあります。特に県内企業とのマッチングなどの対策を強化すべきだと思います。

今期の就職説明会の開催状況について、お伺ひいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 本年3月に東京と福岡で開催を予定しておりました県主催のふるさと就職説明会や、宮崎労働局との共催により3月と6月に宮崎市内で開催を予定しておりました説明会につきましては、いずれも中止としたところであります。このほか、県内大学等が主催いたします企業説明会も、中止が相次いでおひまして、県内企業の採用活動に大きな影響が出ております。

このため県では、ふるさと就職説明会に参加予定でありました企業の情報を、ホームページで紹介いたしますとともに、7月下旬には、主に県内外の大学生等を対象に、インターネットを活用した就職説明会を行うこととしております。また、8月から9月にかけては、県内4地区におきまして、感染防止対策を講じた上で、対面式の就職説明会を開催することとしております。

○満行潤一議員 このコロナ禍で、今年の就職

をする人、進学する人というのはいろんな影響が出ておりますので、精いっぱい行政の支援をお願い申し上げたいと思ひます。

最後の質問になります。

感染症、予防接種、いろいろと気になっているんですけども、コロナ禍で見過ごされているのではないかと心配です。小さな子供を医療機関に連れていくことをちゅうちょしている保護者もいるのではないかと。風疹、麻疹、流行性耳下腺炎、ロタウイルス、季節性インフルエンザ、定期予防接種の接種率も低下してはいけないわけで、ぜひそのことに対応いただきたいと思ひます。

今日はマダニの対策について伺ひます。

春から秋にかけて活動が活発になるマダニです。マダニが媒介する感染症、SFTSの被害、本県の被害は全国で最多です。本県の発生状況と対策の現状をお伺ひします。

○福祉保健部長（渡辺善敬君） 本県における重症熱性血小板減少症候群、いわゆるSFTSの発生状況につきましては、平成25年3月の届出開始からの累積報告数が72件で、全国で最も多くなっております。

SFTS対策は、マダニにかまれないことが重要でありますので、県としましては、マダニの活動が活発になる春から秋の時期に合わせて、保健所や市町村、県医師会、県獣医師会などの関係機関と連携し、周知・啓発を行っているところです。

今後も関係機関と連携しながら、あらゆる機会を捉えて、県民への情報発信、注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 国の2次補正予算にある、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の事業概要が明らかになりました。医療や

介護、障害福祉サービスに従事する職員等に対して、最大20万円の慰労金を支給する内容です。ここでは県立病院にお願いしたいと思いますが、県立病院の清掃、リネン、給食、事務、クレークなど、業務委託の労働者にも確実に支給されることが必要です。強く要望しておきたいと思います。

以上をもちまして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○徳重忠夫副議長 次は、井上紀代子議員。

○井上紀代子議員〔登壇〕(拍手) 県民の声、井上紀代子です。通告に従い一般質問を行います。

人類は、これまでも、これからも、感染症との闘いであると言われていています。国は5月14日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言について、本県を含む39県を対象地域から除外し、5月25日には全都道府県での宣言解除を決定しました。本県では、県民の皆様とともに徹底した感染症拡大防止に取り組み、県内感染拡大が抑えられ、緊急事態宣言解除という大きな節目を迎えることができました。ひとえに、感染拡大防止に向けた県民、事業者の御努力、医療最前線で日夜献身的に業務に当たられた医療従事者や感染症対策従事者のお力と、心から感謝と敬意をささげたいと思います。

我が家は、要介護度4の夫を在宅介護していますが、デイサービスの停止をいつ告げられても容認せざるを得ない状況下であり、ぴりぴりとした毎日を過ごしていました。介護される本人はもちろんのことですが、家族が感染者になって介護事業者が閉鎖になれば、介護されている多くの家族の方々へ想像できないほどの負担を強いることになり、1日1日が緊張の日々

でした。ショートステイについてはすぐに停止となりましたが、デイサービスはおかげさまでずっと実施され、緊急事態解除を迎えることができました。介護事業所で働く方々の献身的な介護に本当に救われた毎日で、感謝でいっぱいです。

県民の方々も、お一人お一人が事情に合わせて、解除まで、長期の学校休業、テレワーク、感染防止のための行動の自粛、卒業式・入学式のように人生の大きな節目のイベントの中止等々、これまで経験したことのない時間の過ごし方であったと推察します。

治療法が確立されておらず、7割の抗体がないと社会が落ち着かないと言われるコロナウイルス。ワクチンの開発等にはまだまだ時間がかかり、世界で毎日の感染者が13万人との現状の中で、私たちは社会を営んでいかざるを得ません。新型コロナウイルスとともに生きていく社会を心に刻みつけ、認識し、行動しなくてはなりません。

世の中が大きく変わる節目とは、新型コロナウイルスとともに生きていく社会、今、このときなのかもしれません。これから築き上げる社会は、過去の概念にとらわれることなく、地域社会のありようを、デジタルシフトの中でつくり上げることが大切だと考えます。

本県のコロナ対策に取り組む中で、知事ほどのような所感を持たれたのか、お伺いいたします。

壇上の質問は以上とし、以下の質問は質問者席で行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

新型コロナウイルス感染症の急速な拡大を受けて、私はこれまで、県民の命と健康を守るた

め、必要な対策を順次進めてまいったところがあります。この間、本県で感染の拡大が抑えられてきたことは、県民の皆様の御理解と御協力をはじめ、医療従事者、感染症対策従事者等の皆様の御尽力によるものと、改めて心から感謝申し上げます。

これからは、第2波、第3波に備えて、引き続き感染防止対策を徹底しながら、同時に社会経済活動を回復させる取組も着実に進めていくことが、私の使命であると考えております。

そうした中、10年前の口蹄疫の経験が、今なお県民全体に共有されていること、すなわち、目に見えないウイルスとの闘い、防疫の徹底の必要性というものが、県民の間で強く意識されているということ、さらには、大きな影響を受けた社会経済の復旧・復興を図ってきたその経験値があるということは、大変心強く思っているところであります。

一方で、20年前の口蹄疫の経験と10年前の口蹄疫の経験を鑑みますと、第2波、第3波に対する備えというものを、一層気を引き締めて取り組んでいくことが必要であるということも感じているところでございます。

今後は、新しい生活様式による感染防止対策を、日常生活における言わば標準装備としまして、いち早く経済の再始動につなげることで、新たな変化や不測の事態にも対応できる持続可能な経済・社会づくりに向けて、県民の皆様とともに取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○井上紀代子議員 コロナウイルス感染が表面化し、当初、コロナに関する情報はテレビ、新聞、ネット等々でどれが正確な情報か分からぬまま、大量に私たちの周りにありました。県民は、情報に埋もれながら、「自分は感染者にな

りたくない」との思いを強くし、どれが正しい情報なのか、もし感染しているとしたらどうしたらいいのか、不安を抱えていました。その期間は長く感じられ、私は「ワンストップで相談に応じるところがほしい」という声を多く頂きました。

これからの季節、豪雨災害、台風被害に遭ったら、3密となる避難所に行くべきなのか、避難訓練はどうなるのか、分散避難・縁故避難・車中泊、自分はどうか考えたらいいのか、県民の皆さんが、はっきりと自分の行動を決めていくことができる正確な情報が必要だと思っています。

そこで、相談窓口や新しい生活様式と併せて、避難所の情報を盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症ハンドブック」を作成できないものか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

○福祉保健部長(渡辺善敬君) 新型コロナウイルスの基本的感染対策である、手洗いやせきエチケット、3密を避けるなどを含めた「新しい生活様式」、あるいは相談窓口が一目で分かりやすく県民の皆様に伝わることは、感染拡大を防止する上で大切なことだと考えております。

そのため、発生時から県ホームページ特設サイトを設けておりましたが、5月には、より分かりやすくリニューアルいたしまして、さらにテレビCM、新聞広告、県広報紙6月号などで周知を図っているところであります。

御提案のありました感染症ハンドブックにつきましては、内容や配布方法など、どのような工夫ができるか検討してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 78-5670(コロナゼロ)、この番号をお聞きして、本当にこの番号が一つ大きな力になると思います。正確な情報が、県

民の皆さんの手元で、正確に使われること、その認識が一致できること、行動できること、そのことを願って、このハンドブックの作成を、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、コロナ禍において、国内外で人や物の動きが停滞し、本県のみならず、全国において社会や経済に影響が見られ、経済については、飲食や小売り、観光関連産業等の幅広い業種にわたって深刻な状況にあります。

まず、小規模事業者事業継続給付金と、県内における国の持続化給付金の支給状況について、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 小規模事業者事業継続給付金は、5月末日時点で4,489件、金額で8億9,780万円を既にお支払いしております。

国の持続化給付金の支給状況につきましては、本県の状況を九州経済産業局に問い合わせておりますけれども、現時点ではまだ確認できていないということでございます。

○井上紀代子議員 国は、地方経済への見通しが非常に甘いと、私は思っています。実態をつかみ、苦しんでいる事業者に近い地方へ、最初から2～3兆円財源を落としていれば、県も75%で線引きをせずとも、多くの事業者へ即、スピード感を持って現金を渡すことができたのではないかと、とても残念に思っています。地方経済あつての国であるとともに、遺憾に感じるところです。

次に、様々な産業において、雇用情勢にも影響が及んでいる状況にあります。国の雇用調整助成金の本県における支給決定状況について、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 宮崎労働局によりますと、5月29日現在、本県における

雇用調整助成金の支給申請件数は371件、うち支給決定件数は242件であり、申請件数に占める決定件数の割合は、全国平均と比較して高い状況にあります。

さらに、労働局では、申請書の作成から提出までを行うことができるワンストップ型の説明会を開催するなど、当助成金のさらなる利用促進を図っていただいているところでございます。

○井上紀代子議員 国は、この申請書の書き方が大変だということもあって、そこを変えたいということも言っておられるようですので、この利用が進むことを期待しています。

次に、コロナウイルスの感染が深刻な都市部では、世界で2万人の従業員を削減し、国内の生産拠点の再編成を行う日産自動車のように、様々な産業において大規模なリストラが検討されており、既に県内の農業法人等への転職の打診が増加し始めているとも聞いています。

このような都市部のUターンの動きは、本来歓迎すべきものではありませんが、その一方で、来春、高校や大学を卒業する学生に影響が出るのではとの懸念もあります。

そこで、県内職業系高校、産業技術専門校、農業大学校等への企業からの求人状況と、それぞれの学校での今後の就職活動の見通しを、教育長、商工観光労働部長、農政水産部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（松浦直康君） 県立産業技術専門校におきます来年修了予定の訓練生は64人でございますが、それに対する求人は、5月末現在でその7倍強の467人となっております。前年の同時期に比べて約18%増加しております。

同校では、本県産業を担う中核的技能者を育

成するため、専門的な知識・技能の習得や数多くの資格取得に取り組んでおきまして、このような即戦力を備えた人材に対する期待の高さが、新型コロナウイルスの影響下においても、数多くの求人につながっているものと考えております。

○農政水産部長（大久津 浩君） 農業大学校におきましては、近年、求人のニーズも高く、毎年90社程度の農業法人や食品関連企業から求人がありますが、今年度は、2年生53名に対しまして、6月12日時点で56社と少なく、また、6月下旬予定の就職相談会におきましても、約60社が参加予定でございます。

現時点では、就職活動が始まって間もないことから不透明な部分はあるものの、コロナ禍の影響等も懸念されますことから、学生の内定の動向を見守りながら、学生による企業訪問のみならず、過去に求人をいただいた企業や卒業生の就職先等にも声をかけるなど、学生の就職をしっかりと支援してまいりたいと考えております。

○教育長（日隈俊郎君） 昨年度の就職状況を少し申し上げますと、令和2年3月卒業の県立高校生の就職内定率は99.7%でありました。内定に至らなかった生徒については、それぞれの状況を把握して、関係機関等と連携を図りながら就職支援に努めているところであります。

そして、今回の新型コロナウイルス感染症の関係で、本県の経済や雇用に与える影響の長期化が懸念される中、求人票が解禁される7月1日以降に本格化します、高校3年生の就職活動にも影響が及ぶことを心配しているところであります。

県教育委員会といたしましては、まず私自身、先般、県内経済関係団体を訪問いたしまし

て、加えて先週、知事、教育長、労働局長の3者の通知文を発出しまして、当該団体に就職や採用への特段の配慮を依頼したところであります。

今後も、関係する団体や機関等と連携しまして、高校生の積極的な採用などについて、県内企業等を中心に要請を行ってまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 ぜひ、丁寧な対応をよろしくお願いしたいと思います。

今般の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、ほとんど全ての産業の採用活動に深刻な影響を及ぼしており、しかも、その影響は長期化すると言われております。この「コロナ不況」の影響は、若者の雇用にも深刻な影を落としており、就職氷河期が再来するという有識者もいらっしゃいます。

今年の企業の採用活動は、本番を迎える直前の2月下旬から、対面での説明会などがほぼ全て延期されており、ウェブ面接で採用を進めた企業が多く、学生側も、対面での企業側へのアプローチができないまま内定に至ったケースも多いと聞いております。

新型コロナウイルス感染症が本県の雇用情勢に与える影響について、どう認識されており、雇用を守るためにどのように取り組まれるのか、知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 4月の県内の有効求人倍率は、1.20倍と1倍を超えてはおりますが、新規求人数は減少してきております。今後、長い影響というものを考えますと、本県の雇用情勢は厳しさを増しているものと認識しております。

このため、今月3日には国、県、市町村や経済労働団体が共同で宣言を行いまして、連携し

て雇用の維持や新規採用枠の確保に取り組むこととしたところであります。

県としましては、地域経済活動を回復させていくことが、雇用の維持にとりましても重要であると考えておりますことから、今議会に提案しております、プレミアム付商品券の発行や県民、隣県の方を対象とした旅行商品の開発等によりまして、消費を喚起し、地域経済の循環を図ってまいりたいと考えております。

また、先日、国の第2次補正予算により増額が決定されました地方創生臨時交付金等も活用し、今後の経済や雇用情勢の変化にも的確に対応してまいります。

○井上紀代子議員 それでは、次にお伺いいたします。

これまで、「定年帰農」や「田園回帰」など、様々な言葉で都市から地方への流れが提唱されてきました移住の問題なんですけれども、今回のコロナウイルスによる、都市生活のリスクとかテレワークの本格的な浸透は、今後、地方への人の流れの大きなムーブメントを起こす可能性があるかと、私は思っています。

テレビ等で報道されていましたが、昨年の台風で大きな被害が発生した千葉県館山市は、人口流出に歯止めがかからない状況が続いているようですが、いち早く、コロナウイルスの感染を避けることができる町として移住説明会を開始しているとのことでした。

この流れを、都市部から遠い本県まで呼び込むためには、移住を希望する家族が暮らしていくことができる仕事があることを、強くPRする必要があります。本県の強みである1次産業を生かした移住促進を、今後どのように進めていけるのか、県の決意を郡司副知事にお伺いいたします。

○副知事（郡司行敏君） 今年1月に内閣府が実施いたしましたアンケート調査によりますと、東京圏在住者の49.8%、約半数が地方暮らしに関心があると答えております。また、4月に実施されました民間のアンケート調査では、地方への転職を希望すると答えた若者が36%と、2月時点に比べ14ポイント上昇するなど、この新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、感染リスクが少ない地方への関心は確実に高まっているものと感じております。

このような中、密集リスクが少ない生活環境や、自然の中でゆったりと子育てができる環境、さらには、お話にありました農林水産業などの本県の魅力や価値を、今こそ地方志向の方々に積極的にアピールしていくことが重要と言えます。

このため、本年度から農林漁業従事者向けに制度を拡充いたしました移住支援金を活用するとともに、引き続き、新規就農者向けの支援策等にしっかり取り組みながら、農林水産業を生かした移住施策にも力を入れてまいりたいと考えております。

今後の都市から地方への流れをしっかり捉えるとともに、選ばれる地域となるよう、本県ならではの「新しいゆたかさ」の磨き上げ、そしてその魅力のPRを積極的に展開し、本県へのさらなる移住促進に努めてまいります。

○井上紀代子議員 私は東京に行くたびに移住センターを訪れて、いつもお話を聞かせていただいているんですけど、先ほど言われたとおり、今までは、定年過ぎの方とか高齢者の方の移住というのが多かったんですけど、今は本当に若者が地方に行きたいと。そして、子供たちはそこで育てたいという人が増えていきます。

いつの時代もピンチの中にこそチャンスがあります。この未曾有の危機を、疲弊し、身を削りながら乗り越えていくのではなくて、県民にしっかりとしたビジョンを示して的確な施策を講じていくことで、若者が住みたくなる「みやぎづくり」に取り組んでいただきますよう、お願い申し上げたいと思います。

北九州市や首都圏での第2波の感染拡大は、予想されたとはいえ、コロナウイルス対策の難しさを物語っています。このような中で、国や県は「新しい生活様式」の定着を推進しています。

本県の感染者は、幸いなことに17名にとどまっていますが、この大きな要因として、本県の生活空間が、おおむね新しい生活様式を満たしているのではないかと考えています。つまり、本県の暮らしでは、意識せず2メートル以上の間隔を取れる生活様式であること、屋内より、常に屋外での活動が中心の生活様式であること、公共交通機関への依存度が小さく、移動手段は基本的に自家用車であること、流行している地域に行かなくても自立した生活を営んでいるなど、都市部では難しい生活様式が、既にスタンダードな生活となっていると推察できます。これは、とてもすごい本県のアドバンテージではないでしょうか。

もちろん、私たちは感染予防対策をきちんと頭に置いておく必要はありますが、ふだんと変わらない生活が、かなりのコロナウイルス対策になっているとも言えます。この視点を国内外に上手にPRすることで、本県1次産業の担い手不足、雇用労働力不足を補っていくことができるのではないのでしょうか。

コロナ禍の中で、本県の農業をはじめ、第1次産業の魅力が注目されているあかしであり、

農水産業に人を呼び込む好機ではないかとも考えております。

まず、本県の農水産業においては、構造的な課題の一つとして、労働力の確保に取り組んでいるところですが、外国人技能実習生は重要な人材と考えます。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により出入国が制限される中、実習生の入国が困難な状況にあり、今後の人材確保に大きな影響が出るのではと危惧しています。

本県の農水産業における外国人技能実習生の受入れ状況と、新型コロナウイルスの影響下における県の対応について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 本県の外国人技能実習生につきましては、農林漁業の3分野を合わせまして、昨年10月末時点で975人と報告されております。

今般のコロナ禍での出入国制限によりまして入国困難となった実習生がいる一方で、帰国困難となった実習生は、在留資格変更による就業継続が可能となりまして、受入れ先の多くで、そのまま実習を続けていると伺っております。

しかしながら、カツオ一本釣り漁業などで外国人材が不足している経営体もあることから、県といたしましては、まずは国の事業等を活用いたしまして、国内での代替人材の確保に努めるとともに、今後の情勢等を注視しながら、技能実習生の確保支援につきましても、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 県の今年度の新規事業では、県立農業大学校を「みやぎアグリビジネス創生塾」と位置づけ、農業の先進技術を学ぶ場を整備するとされています。本格的な人口減少社会の中で、深刻化する労働力不足を補うロ

ボットや各種センサーと連動した自動装置、ドローン等の本県農業への実装は、まさに待ったなしの状況となっています。

この創生塾で学ぶことができる先進技術とはどのようなものか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） みやざきアグリビジネス創生塾は、農業大学校におきまして、スマート農業に関する知識や技術、そして経営に活用できる能力を体系的に学ぶ場として、今年度から開始しております。

具体的には、キュウリやピーマンの光合成を促進しまして、収量・品質を向上するためのハウスの温度や湿度を最適に制御する理論、さらには、家畜のストレス等を低減いたしまして、発育等を促進するために畜舎環境を制御する理論などにつきまして、全国トップクラスの外部講師等をお招きして講義をスタートしているところでございます。

また、複合環境制御を備えた施設園芸ハウスや畜舎におきましては、これらの学んだ先進技術を実践するとともに、農業用ドローンにつきましても、九州の農業大学校においては初めてとなりますが、学内で操作資格を取得できる体制の構築に向け、現在準備を進めているところでございます。

○井上紀代子議員 スマート農業は「賢い農業」という意味だそうです。であれば、それぞれの地域で異なる農業の環境、課題に応じたスマート農業が求められることとなります。みやざきアグリビジネス創生塾が、そういう地域からのアイデアを広く拾い上げることができる場となるよう、また、創生塾の授業に参加できなくとも、例えば、遠隔授業やオンデマンドでの情報発信などを講じることで、幅広い県民の方

の参加を得ることができるのではないかと考えています。

みやざきアグリビジネス創生塾の授業の展開方向について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） この創生塾では、スマート農業の普及を加速するため、学生に加えまして、一般の農業者等に対しましても、広く学習の機会を提供することとしております。

具体的には、農業法人や農機メーカー等と連携いたしまして、高度な栽培技術やスマート農業に関する講義・実習等を行うとともに、直接参加できない農業者等に対しましては、農業改良普及センターやJA等の就農トレーニング施設等における研修等によりまして、講義等を動画配信するなどといった仕組みも導入する予定でございます。

県といたしましては、意欲ある学生や農業者等が、新しい農業経営を目指すための知識と技術を学ぶ場の充実を図りますとともに、自らの経営に最も適した機械や技術等を選択いたしまして、時代の変化に対応したスマート農業を展開できる人材育成に努めていきたいと思っております。

○井上紀代子議員 とかくスマート農業は、大規模農業を対象としたロボットトラクターが走るというイメージがあります。しかしながら、現実には、農作業の条件が悪く、雇用人材が少ない山間地域でこそ、いち早くスマート農業の導入を求める声が強いはずだと考えています。

例えば、山間地域での耕作放棄地対策として普及した繁殖和牛の放牧とスマート農業とは、とても相性がよいのではないかと考えています。

そこで、山間地域など労働力が不足している地域のために、県はどのようなスマート農業に着目し、その技術開発・普及に取り組んでいこうとしているのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 議員御指摘のとおり、条件不利な山間地域農業の振興を図るためには、スマート農業技術の活用が必要不可欠であると認識しております。

現在、県の事業を活用した取組といたしましては、小規模な水田の病虫害防除用ドローンや、傾斜地におきます果樹園でのリモコン草刈り機の導入等がなされておりまして、関係者等からも高い評価を受けており、新たな地域での取組要望も増えているところでございます。

さらに今年度は、高千穂町におきまして、国の事業を活用し、水田の水管理の自動化や、有害鳥獣のくくりわなにおける捕獲通報システム等の技術実証を行うこととしております。

今後とも、これらの取組事例を広く周知しながら、条件不利な中山間地域におけるスマート農業技術の普及拡大に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 人口減少によって集落の存続が危険水準にある山間地域や漁村地域などへの移住を希望する家族が直面する課題は、大きく3つあると考えています。

1つ目は、家族を食べさせていける仕事があるか、2つ目は、家族が安心して暮らせるライフラインがあるか、3つ目、子供が夢をかなえることができる教育が受けられるか。ライフラインは、改正水道法による水道事業の民営化等、今後の動きを注視しなければなりません。東九州自動車道や九州中央自動車道などが開通していくことで、大きく改善していくと考

えます。

1つ目の、仕事はあるのか。山々の傾斜地に小さく不整形な農地が広がる山間地域では、農作業の機械化にも限界があり、雇用人材にも事欠く集落環境では、新規に農業に参入するにしても、安定した経営を立ち上げるには、平地と比較して、かなりハードルが高いと言わざるを得ません。

このような状況を打開していくために、県では、農政企画課に中山間農業振興室を設置し、各種施策を展開されてきました。中山間農業振興室がこれまで取り組んだ事業の成果と、今年度の新規事業「山間地域で稼げる集落モデル構築支援事業」の今年度の目標について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（大久津 浩君） 中山間農業振興室は、県内の販売農家数の約7割を占めます中山間地域の振興や、地域農業を支える営農体制の構築等に取り組んでおります。

これまで、中山間地域におきます農作業受託組織の立上げや育成・充実等を図りまして、農業者の所得確保や農村地域の活性化につながっているものと考えております。

また、質問のありました、「山間地域で稼げる集落モデル構築支援事業」を現在実施しておりまして、これらは、集落等が多様な人材と連携しながら、例えばジビエ、6次産業化、農泊などの地域の魅力ある資源を生かして、新たなビジネスを始める取組を支援することとしております。

今後とも、地域を支え守っていただいている方々を支援いたしまして、次の世代にしっかり引き継げるよう、中山間地域の農業振興を図ってまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 今まで、農政水産関係のこ

とをお尋ねいたしました。私たちは人口減少対策を忘れてはいけないと思っています。その意味からいっても、今、質問の中でも実感させていただきましたが、農林水産業は本当によくやっていると思います。ですから、これをもっともっと広く、新人で宮崎に算入してきてくださっても、うまくこの地域の中に溶け込み、仕事として活躍することができるんだということ、ぜひ大きく大きくアピールしていただくことをお願いしておきたいと思っています。

次に移らせていただきます。

新型コロナウイルス対策として、国民1人10万円を配る特別定額給付金で一躍注目されたマイナンバーカードですが、制度への理解が低く、本県でも、普及には市町村ごとにばらつきがあるのが現状です。また、政府は、災害時などの迅速な現金給付につなげようと、マイナンバーと1人1口座の預貯金口座のひもづけを義務化する検討を始めました。

今のところ国民は、マイナンバー制度のメリットを実感するに至っていませんが、本県の認識と今後の取組について、総合政策部長にお尋ねいたします。

○総合政策部長（渡邊浩司君） マイナンバーカードは、現在、行政手続を行う際の本人確認や税の電子申告等に利用されており、今後は健康保険証としても利用可能となるなど、行政の効率化と、国民の利便性を高める重要な社会基盤であると認識しております。

しかしながら、現行法上、マイナンバーの利用範囲が限定的であり、カードを利用する機会が少ないことや、個人情報の漏えい等に対する不安などから、十分に普及が進んでいない状況にあります。

このため県では、全国知事会等を通じて、マ

イナンバーの利用範囲の拡大や個人情報保護対策の強化について国に要請するとともに、市町村と連携し、行政手続のオンライン化や県民への啓発を行うなど、マイナンバーカードの普及に取り組んでまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 マイナンバーカードのメリットについて、もっと県民に理解していただけることが大切なのではないかと思います。マイナンバーカードの普及というのは、地方自治体とか国への信頼のバロメーターだとも思いますので、ぜひしっかりとした普及という認識を県民の方と一致してくださるよう、よろしくお願いしておきたいと思っています。

今回の新型コロナウイルス対策の中、長期の学校休業で、子供たちを取り巻く生活は激変しました。教育の問題を一連お伺いいたしますが、学校の臨時休業期間が長かったことに伴って明らかになった課題について、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 社会全体が長期間にわたって、新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならない状況にありますが、そのような中にありましても、学校教育においては、児童生徒の安全・安心を確保しつつ、学びの保障を確実に実践していくことが必要であります。

今回、学校が臨時休業となる事態となりましたが、その中で、家庭学習に対する学校の支援や学習の遅れへの対応などが大きな課題になったと認識しております。

○井上紀代子議員 子供たちにとって学校とはどういうものなのだろうかと思いますと、学校でしかできない学びは集団で学ぶこと、生徒みんなで協力して一つのものを作ること。学校の在り方をより本質的に変えるチャンス、休校で

学校へ行かずに学ぶ方法を考える、知識の詰め込み教育から本来の学びを追求する教育、そこに向かっていけばいいと私は思っています。子供たちの心身の安定と学習機会の確保に、一段と知恵を絞る必要があるのではないかと考えております。

次に、学校の臨時休業による学習の遅れをどう取り戻していくのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 各学校では、休業中の学習の遅れに対応するため、遠足や講演会等様々な学校行事の見直しや、夏季休業期間等の短縮により授業日を設けるなど、可能な限り授業時数を確保できるよう工夫を行っているところであります。

その際、県教育委員会といたしましては、学校再開後、これまでの学習の遅れを取り戻すために、児童生徒や教職員の負担が過剰とならないよう、非常勤講師やスクール・サポート・スタッフの役割の比重を増やすとともに、授業と家庭学習の効果的、効率的な組合せによる学びの確保に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 スクール・サポート・スタッフ配置事業、この事業は本当に重要な事業だと思っています。ただ残念なことに、この人数で本当に学校全体の状況を考えたときに足りるのだろうか、あまりにも事業規模が小さ過ぎるのではないかと考えています。ぜひ、この問題については、もう一度、人的な配置について考えていただくと、先生方も随分助かるし、何よりも子供たちが助かっていくと思います。長期に学校が休業だったことは事実ですし、それを埋め合わせするには、やっぱり人の手が必要なのではないかと思っていますので、ぜひス

クール・サポート・スタッフの配置事業をもう一段階上に上げていただくことをお願いしたいと思っておりますが、教育長、何かあれば。

○教育長（日隈俊郎君） 私も、このスクール・サポート・スタッフの配置については、大変重要であると考えているところでございます。

今年度も、配置については約2倍近く増やしたところでございます。ただ、配置についての財政負担が、国より3分の1補助を頂けるんですけれども、残り3分の2は全て県の負担ということで行っておりますので、この分についての対応というのが今後、課題ということになります。しかしながら、これからの学校運営を考えますと必要なものでありますので、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 教育長に期待しておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、学校の臨時休業期間中におけるオンライン学習が話題となっておりますが、学校のICT環境を充実させるために今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 特別支援学校を含む、公立学校におけるコンピューター端末につきましては、義務教育段階の児童生徒分は1人に1台、高等教育段階の生徒分は3人に1台を目標に、当初の予定を前倒しして令和4年度末までに整備することとしております。

また、学校のネットワーク環境につきましては、全ての県立学校と23の自治体において、本年度中に整備が完了する予定となっております。残りの3つの自治体につきましても、新しい校舎の建設時期に合わせるなど、自治体の実情に応じて整備を進める予定となっております。

○井上紀代子議員 全国でもオンラインで授業をしている学校というのは限られています。つまり、地域差があるということです。休校が長引けば、学習格差はさらに広がりますし、子供の学ぶ権利を守るためにも、オンライン教育学習の整備は早急に必要だと思いますので、ぜひ続けていただきたいと思います。

次に、ICT機器を使うには、教員のICT活用力の向上が必要であると考えますが、今後の取組について、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 学校のICT整備に伴いまして、県教育委員会では、児童生徒の習熟度に応じた学習や、児童生徒同士で進める協働的な学びが、これまで以上に効率的で多様なものとなりますよう、全ての小中学校を対象に、ICTに関する基礎知識及び授業活用の在り方等に関する研修を行いまして、教職員の指導力向上に努めてまいります。

また、県立学校や市町村に対しましては、授業支援や機器の操作支援を行うICTの専門家を派遣しまして、教職員が授業に専念できる環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 先生方が全てを習熟するという事は、非常にストレスもたまり大変だと思うんです。子供たちは小さいときからスマホもいじっていますし、そういう意味でいうと、子供たちのほうが優れていて、そこについては詳しい可能性はあると私は思います。ですから、児童生徒同士で進めるという、この協働的にやっていくことが、非常に効果があるのではないかと思います。先生も、ある意味では生徒から学ぶということも必要なのではないかと、逆に思ったりもいたします。ですから、考えていくこと、つくり上げていくこと、学校で互い

が学び合っていくということには、オンライン学習というのは、ある意味、非常に大きな力を発揮するのではないかと思います。

それと同時に、プロと言われる方がいらっしゃると思うんです。学校以外の人材をいかに活用してオンライン化していくか。ICTの機器を使いこなせるようにする。自分たちが使われるんじゃないかと、使いこなせるようにするという事を、ぜひやっていただきたいと思います。多額の事業費を使うわけですから、その事業効果が出るように、民間企業も、学校側に渡すということをやっていたら困ると思いますので、そこをしっかりと見届けていただきたいと思っています。

そしてもう一つ、小学校の子供たちの発達段階に応じたオンライン学習をどう進めていくのか。ここは非常にポイントだと思いますので、教育長にお尋ねいたします。

○教育長（日隈俊郎君） 家庭と学校をつなぐ同時双方向による小学校でのオンライン学習につきましては、西米良村で行われたところでありましたが、多くの成果が見られたものと認識しております。そのような中、小学校低学年においては、画面を通して行われている授業に集中できないことや、端末操作にうまく対応できないなどの課題もあったと聞いております。

このような課題を踏まえ、小学校では、まずは端末の操作に慣れること、次に、集中力を保つために、画像や映像等の視聴時間に配慮すること、さらに、学年に応じて、動画視聴と同時双方向による学習の割合を変えていくことなど、発達の段階に応じて、学習を工夫していくことが必要ではないかと考えております。

今後、先進的な取組を参考にするなどして、オンライン学習の在り方について研究を進めて

まいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 私は、日本は教育改革が非常に遅れていると考えています。今の日本の教育制度が抱えている問題の本質は、日本人が答えのない時代に生きているのに対応できていないということにあると思っています。

これまでの教師は、正解を力として教えることを求められてきました。ところが、子供たちは、正解が1つでないことを漠然と感じています。

私は、高校までを義務教育とし、義務教育の目的は、社会的責任を果たせる成人を育てることであり、したがって、義務教育の期間に成人を育てるための教育が必要だと思います。

それは、英語教育、科学テクノロジー、リーダーシップ教育、考える教育等々が課題です。義務教育を終えて18歳の選挙権は、まさに成人の証明書です。

子供のいる家庭では、親が子供の教育にお金ではなく時間をかけられる、社会的支援が必要だと思います。

我が国は、世の中が変わる節目と言われる今こそ、21世紀に活躍する人材を育成するために、教育システムの改革にすぐ取り組むべきだと考えています。

まず、詰め込み教育をやめる、偏差値教育をやめる改革をすぐすべきでしょう。

今回のコロナ対策で、学校の在り方が問われています。先生は学習、感染対策、安全対策と忙しさに拍車をかけ、子供に向き合うことは不可能です。まず少人数学級から始めたらと、私は考えています。

そこで、知事にお尋ねいたしますが、教員数を増やしていくことは、本当に必要なことだと考えますが、知事のお考えをお伺いいたしま

す。

○知事（河野俊嗣君） 現在、県内の各学校におきましては、新型コロナウイルス感染症の対応としまして、県の教育委員会が示した、「県立学校における新しい生活様式」に沿って、マスクの着用や教室の換気などの徹底に努めていただいているところであります。

今後、いわゆるコロナ後、ポストコロナにおきましても、子供たちが安心・安全な教育環境の中で教育の充実を図っていくためには、教員数を増やし、少人数学級を拡充するなど、きめ細かな対応が必要であると考えております。

したがって、今後、私自ら文部科学省を訪問して、感染症拡大防止と児童生徒の学びを保障するとともに、教育の指導体制の改善を図るための教員の増につきましても、強く要望してまいりたいと考えております。

○井上紀代子議員 今年の2月の定例県議会の中で教育長は、教職員の確保をするということに非常に力を注いでいるということをおられました。私はそれをお聞きしたときに、いかに優秀というか、我が地域に合った先生方を確保するかということについて、教育長は熱心に向かっているという点については、敬意を表したいと思います。ぜひ、今、宮崎の中で先生になろうとして頑張っている人たちをしっかりと受け止めて、その先生たちを非常にいい意味で鍛えていただけたらと思っています。

あのときの議論内容をもう一度読ませていただきましたが、大変力強い内容でしたので、これからもその方向で進めていただけたらと思っています。よろしく願いしておきたいと思っています。

そこともう一つ、私が教育長をお願いしてお

きたいのは、休校を減らす、教育の機会を守ることが一つと、親の仕事を守ることが一つ。感染拡大を減らす、これは全員検査しなければいけないと思うんですけども、これから地方にもっと権限が持ってこられるように努力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひしておきたいと思ひます。

次に、今議会初日、知事から議案提案説明を受けました。そこで、感染収束後の社会、いわゆるポストコロナについて言及をされています。読みますと、「脱グローバル化の胎動や、社会に必要なゆとりが肯定される時代の到来、大都市集中型から分散型の社会構造への転換、デジタル化やリモート化のさらなる加速などに加え、人々の意識や価値観・生き方までもが大きく変容する」と示されています。私も壇上から申し上げましたように、今、世の中が大きく変わる節目であると指摘させていただき、知事の考え方に大いに共感をしています。

ポストコロナが明確に構想されていれば、おのずと本県の今後の政策のありようも決まります。ポストコロナにおける本県の姿について、知事の考え方を伺いたします。

○知事（河野俊嗣君） 感染収束後の、いわゆるポストコロナの社会におきましては、効率性を追い求めてきたこれまでの反省に立ちまして、今、御紹介がありました、大都市集中型から分散型への社会構造の転換や、生産拠点を国内に戻す動き、また、社会に必要なゆとりが肯定される時代の到来など、大きな社会の変化が想定されているところでありまして、人々の意識や価値観、生き方にも様々な影響が生じるものと考えております。

こうした潮流は、経済指標だけでは表せない「新しいゆたかさ」を有する本県にとりまし

て、その魅力を生かす絶好の機会につながるものと考えております。

感染症リスクへの対応という光で照らすことによりまして、本県の魅力が一層輝きを増す、そのような状況にあるのではないかと考えておりまして、私たちは今、新しい社会経済をつくり上げていく歴史的な転換点に立っていると考えております。産業の地方回帰による企業誘致の推進、移住U I Jターンや二地域居住の促進、さらに、スポーツや健康などを生かした本県の魅力のさらなる磨き上げなど、しっかりと将来を見据えて、新たな時代における本県のさらなる発展に向けて、オール宮崎で取り組んでまいります。

○井上紀代子議員 宮崎県がアピールされている「新しいゆたかさ」とはというところで、私の考え方なんですけれども、まず、「空気がきれい」「時間がスローに流れる」「空、風、水、土、太陽の5エレメント」プラス「木がいっぱいある」「緑がいっぱいある」、まさに人間を豊かにするエレメントがそろっています。今までにない自然のクリニックです。

食べた物で体はつくられる。これはいつも多くの人から言われていることです。農林水産業は県の基幹産業で、まさに我が県は日本の台所です。食事が整っていないと、心が整わず病んでいくと言われてます。つまり、キッチン・イズ・ファーマシー。また精神面でいえば、スピリチュアルの元祖である神社が多数ございます。記紀編さん1300年記念事業は、まさにその元祖と言ってもいいと思ひます。

大御神社はお医者さんよりもさきで、まさに始まりの始まりです。私は友人とともに、日南市の波切神社から、北は熊本県で県境のところの草部吉見神社と、県内各地をお参りさせてい

ただいています。どこもが由緒があり、体に染み込むほどのパワーがあります。

人口密集地域との差はデジタルシフトで解消できます。これほど日本の中で整っているところは、ほかにありません。私のキャッチフレーズである、まさに「みやざきが一番」です。地方経済の活性化は、地元を知り、地元を歩き、地元を食べ尽くし、地元をしゃべる、県民の支えが原動力だと言えます。地方が疲弊すれば、国は成り立ちません。地方にもっと権限と財源を。大都市集中型から分散型への社会の構造へ変えていかないといけないと思います。この実現を願いつつ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○徳重忠夫副議長 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時51分散会

